



259-97
1200701754920

259

97



始



少年園發行

東京遊學案内

全

明治三十三年四月

東京遊學案内

目次

上篇 遊學者の指針

第一章 上京の準備

○遊學の目的

○志操の轉變

○中學の素養

第二章 受験の格例

○入學試験科目

○身體の検査

○年齢の制限

○身元保証人

目次

一

第三章 學費の概算

- 入學受験料又は束脩金
- 月謝又は授業料
- 月俸及び下宿料
- 書籍及筆墨紙料
- 制服制帽調製費
- 年額及び月額の比較

第四章 修業の年限

- 學科卒業の年限
- 分科大学と大学院
- 陸海軍の諸學校
- 學習院及華族女學校
- 官立高等諸學校
- 私立専門各學校

第五章 着京の注意

- 東京遊學の季節
- 各學校の學年學期
- 東京迄の鐵道旅行
- 東北鐵道線
- 東海鐵道線
- 甲武鐵道線
- 總武鐵道線
- 山陽鐵道線
- 九州鐵道線
- 各港汽船便
- 旅行中の警戒
- 東京市中の旅店
- 着京後の乗車注意

○鐵道馬車と勸工場

第六章 宿所の選定

○下宿の戸數及人員

○最良の寄宿舎

○區役所の位置

○郵便局の位置

○郵便爲替の取扱所

第七章 衛生の注意

○都會と病原

○流行病と季節との關係

○著名の病院

○公園の散策

○博物館遊就館

中篇 各學校の規則

第一章 官立學校

○東京帝國大學

○學習院

○華族女學校

○高等師範學校

○女子高等師範學校

○陸軍大學校

○士官學校

○中央幼年學校

○東京陸軍地方幼年學校

○陸軍戶山學校

○陸軍砲工學校

○陸軍騎兵實施學校 六八
 ○陸軍經理學校 六八
 ○陸軍醫學校 六九
 ○陸軍獸醫學校 七〇
 ○陸軍教導團 七一
 ○海軍大學校 七二
 ○海軍兵學校 七二
 ○海軍機關學校 七三
 ○第一高等學校 七四
 ○高等商業學校 八〇
 ○同附屬商業教員養成所 八三
 ○東京工業學校 八四
 ○同附屬工業教員養成所 八七
 ○東京商船學校 八八

六八 六八 六九 七〇 七一 七二 七二 七三 七四 八〇 八三 八四 八七 八八

第二章 私立專門學校并各種學校
 ○東京郵便電信學校 九〇
 ○東京美術學校 九一
 ○東京外國語學校 九四
 ○東京音樂學校 九五
 ○東京盲啞學校 九六
 ○水産講習所 九八
 ○蠶業講習所 九九
 ○東京專門學校 一〇〇
 ○明治法律學校 一〇二
 ○東京法律學院 一〇四
 ○專修學校 一〇六
 ○日本法律學校 一〇六
 ○和佛法律學校 一〇七

九〇 九一 九四 九五 九六 九八 九九 一〇〇 一〇二 一〇四 一〇六 一〇六 一〇七

○慶應義塾	○同附屬商業學校	○國學	○哲學	○濟生學	○工手學	○東京農學	○東京商業學	○日本美術	○正則英語學	○國民英語學	○鐵道學	○東京航海學	○東京物理學
藝	校	院	館	舍	校	校	校	院	校	會	校	校	校

一〇八
一一〇
一一一
一一二
一一三
一一五
一一六
一一七
一一八
一一九
一二〇
一二一
一二二

○東京慈惠醫院醫學校	○藥學	○東京齒科醫院	○東京顯微鏡院	○日本體育會體操練習所	○東京主計學校	○東京政治學校	○東京學	○國語傳習所	○大洲學	○斯文學	○二松學舍	○東京至誠學院	○青年會夜學校
------------	-----	---------	---------	-------------	---------	---------	------	--------	------	------	-------	---------	---------

一二三
一二三
一二四
一二四
一二五
一二六
一二六
一二七
一二七
一二八
一二九
一二九
一三〇
一三〇

- 曹洞宗大學林
- 淨土宗學本校
- 明治學院
- 青山學院

第三章 中等教育學校

- 高等師範學校附屬中學校
- 東京府中學校
- 東京府開成中學校
- 東京府城北中學校
- 日本中學校
- 錦城中學校
- 早稻田中學校
- 京華中學校
- 成城學校

一三一
一三一
一三二
一三三
一三三
一三四
一三七
一三八
一三八
一三九
一四〇
一四一

- 攻玉社海軍豫備學校
 - 日比谷中學校
 - 獨逸學協會學校中學校
 - 麻布中學校
 - 正則中學校
 - 中學郁文館
 - 商工中學校
 - 京北中學校
 - 明治義會中學校
 - 大成中學校
 - 順天中學校
 - 曉星中學校
- 第四章 高等女學校
- 女子高等師範學校附屬高等女學校

一四二
一四二
一四三
一四四
一四四
一四五
一四五
一四六
一四六
一四六
一四七
一四七
一四八
一四八

○東京府高等女學校	一四九
○東京女子學館	一五〇
○共立女子職業學校	一五一
○明治女學校	一五三
○立教女學校	一五三
○普連土女學校	一五四
○頌榮女學校	一五四
○淑德女學校	一五五
○跡見女學校	一五六
○帝國圖書館	一五七
○帝國教育會書籍館	一五八

附錄 圖書館

下篇 入學試驗問題

○第一高等學校	一六〇
○東京工業學校	一六五
○高等商業學校	一七二
○東京美術學校	一七九
○東京商船學校	一八四
○東京郵便電信學校	一八九
○海軍兵學校	一九五
○士官學校	二〇五

東京遊學案内

上篇 遊學者の指針

第一章 上京の準備

東京は我が帝國の首府にして、學術技藝の淵藪なれば、教育機關の設備至らざるなし、故に、政治、法律、經濟、産業、兵備に關する要務より、醫學、文學、宗教、科學、美術、工藝に至るまで、其の一を修習して、社會に立たんと欲する者は、笈を負うて、悉皆、この東京に來り學ぶざるはなし。

然るに、都下の學校は、種類極めて多くして、其の性質も亦複雑なれば、地方少年諸君には、容易に其の良否を判つ能はず。因りて吾等は、此等の人々の便宜を圖りて、『東京遊學案内』を發刊し、明治二十三年以來、毎歲二回東京の學事を網羅し、大は官立學校の諸規則、試験問題等より、小は私立學校の教員生徒數までも、其の

新らしきもの、必要のものは、一も、此の中に收めざるはなし。

本年も、亦、遊學者の東京に廣集する季節に近つけり。即ち各學校に照會して、最新なる事實を蒐め、茲に、第十五版を發刊して、我が帝國次代の國民なるべき、遊學者諸君の爲めに、東道の主となりて、其の責任を盡さむとするなり。

○遊學の目的

諸君。諸君が上京の望を懷くは、將來の榮達を期するにあらん。さらば先、其の遊學の目的に就きて思考を凝らし、又、其の遊學の方法に關して、最も周密なる計畫と熟慮とを盡さずんばあるべからず。

東京に遊學する者、殊に素封家の子弟にありて免れがたき缺點は、確乎たる目的を定めずして、漫然上京するにあり。遊學數年、何の爲すこともなく、空しく日を送りて、遂に遊蕩社會に墮落し、非常の煩ひを父兄に及ぼすものは皆是れなり。

又、將來の目的を假定して上京したる者も、中途に志操を變じ、朝に法律を學ぶかと思へば、夕には兵學に志し、今日實業を目的として銳意勉學しつゝあるも、明

日は文學に望を轉ずるが如きは、是亦、自ら將來の榮達に遠ざかるものなり。

○志操の轉變

附和雷動、流行を趁うて屢志望を轉じ易きは、少年に免れがたき一大弊習なれども、上來述ぶる所の如きは、畢竟するに、郷里にありて、十分に遊學の目的定まらざる中に上京したる結果にして、是等は遊學者自身に取りても、又、其の父兄諸氏の爲めにも、甚だ不利益なることなれば、思想未だ定まらざる少年の、漫然東京に遊ぶは、極めて危険なること、謂ふべし。

これに加ふるに、東京は、人口百四十萬以上の大都會なれば、遊學諸子の耳目に觸るゝものは、悉皆誘惑の種子ならざるはなし。爲めに、餘程着實なる老成人も、時に岐路に迷ふことあるを免れざるが故に、血氣未だ定まらざる少壯子弟に在りては、最も堅固なる志操を有して、其の身を保たずばあるべからず。

凡そ、世間の刺戟は、おのづから、少年を岐路に迷はしめ易きものなり。即ちこれを監督し掣肘すべき父兄、若しくは、嚴格なる師友ありて僅に之を支持行進せしむべし。然るに、山海幾百里、眼前監督者なく、身邊掣肘者なし、豈又殆からずや。

其の迷惑の極、遂に又浮ぶべからざる暗黒中に墮落する少年の、絶えず續出する事情を思へば、吾人は、遊學者自身の爲め、又、其の父兄諸氏に對して、深く將來を警むべき必要あるべしと信するなり。

○中學の素養

子弟を東京に遊學せしむるには、其の前に、府縣の中學校其他、同程度の學校を卒業せしめ、十分學藝と思想とを發達せしめ、志望確定して容易に動かざる後に於てすべし。是蓋し最も安全の方法なり。但、府縣立中學校は、東京にある私立の中學校に比較して、其の設備は、概して確實なる基礎を有すれども、外國語學の如きは、大都の諸學校に若かざるものあるが故に、志望の如何によりては、早く上京せしめざるを得ざるものなきにあらず、然れども、是亦、志操堅固なる少年にあらずは、甚だ危険なることを忘るべからず。

第一章 受験の格例

斯くて、愈上京を利益と認め、父兄も亦其の危険ならざるを確めて之を許すに至

りたらば、少年諸子が、笈を負うて大都に遊ぶは、其の自由なり。然れども、諸君は、郷里に於て、若しくは、府縣の學校に於て、其の目的とする學校の入學試験に應じ得べき力だけを養ふことをば勉め置かざるべからず。國語、漢文、數學等の學科は、東京に於てするよりは、寧ろ地方にある間に學ぶ方利益なり。

○入學試験科目

入學試験科目の中、國語といへば、和文の意味に解して、古代の文學書類の中より、其の一節を抜萃して、之に解釋を施さしめ、又、彼の和文の語法をも試験することありと雖も、多くは、普通の假名交り文を以て、國語とし、其の力を試むるには、多くは作文科の中に於てし、別に試題を設けざるが、從來の習慣なるが如し。

又、漢學は經書の意義に重きを置かずして、歴史中の文義を解し、兼ねて簡潔なる假名交り文を作る資けとして重んずるもの、如し。故に各學校の入學試験には、漢文の句點、反點、送り假名を附けしめ、間其の熟句の解と一句一章の意とを記さしむるを多しとす。

外國語は、英佛獨の三の中にて、其の一を撰びて、主要なる第一外國語として課し、

各官立學校の入學試験には、外國語に最も重きを置くが如し、而して多くの學校に於て通例採用するものは、英語科なりとす。

地方の中學校は、前に述べたるが如く、或る學科は、東京の私立中學校に優るものあるも、外國語に至りては、比較的劣れるもの多きが如し。されば、地方より上京のものは、暫く中等教育を主とする私立中學校にありて、英語、若しくは、獨佛語を補修する方利なるべし。

醫術其の他専門の學科によりては、獨逸語を學ばざるべからざることあれども、何の科を修むるに限らず、英語科より入るものも、獨語を幾分か學ぶの利あるが故に、餘力あらば、此の科目にも相當の時間を費すこと肝要なり。

作文科にては、純粹の和文、若しくは、漢文を課せず、普通の假名交り文を用ひて、記事、論說、書牘の類を試むるが通例なるも、彼の外國語の試験には、歐文を以て文章を作らしめ、若しくは、歐文和譯を以て作文の科に充つるもあり。

數學科は、何の學藝を修むるにも必要なるものにして、各學校に入學するに此の試問なきはなし。殊に陸海軍の兵學に通せんとするには最も必要なるが故に、諸君

は、專、心思を潜めて、此の科を修むるの要あり。

地理、歴史も一通りは必要なり、殊に、日本地理には、意を注がれんことを望む。

地理と歴史とに次ぎて、諸君は、博物、物理、化學等の理科を修めざるべからず。我國の學生は、從來是等の學科を輕んずるの弊あるが故に、高等専門の學術を修むべき素養缺乏して不便少なからざるが如し。

尙、此の外に、入學試験に必要なものは、習字、圖畫、及體操なるが、其中、體操は、これを課せざる學校もあり。されど、官立學校に入らむとするには、學科試験の外に、是非とも身體検査を受けざるべからざるが故に、諸君はこゝに留意して、其の健康を保たざるべからず。身體検査の中に於て、殊に注意を要すべきは、肺患、其の他の病因の有無と、視力の強弱如何とにあり。

○身體の検査

身體の検査は、官立學校にありては、極めて嚴重なれども、私立學校にては、制限を設くること甚だ緩く、又學力の多少に就きては、私立學校にては、業を受くるに足れば、入學に差支なきことゝするを多しとす。

○年齢の制限

又、身體の検査と共に、入學試験に要する資格は、即ち年齢の如何にありて、各學校の規則に於て定められたる範圍の外は、採用せざるものなれば、其の格例に準據して、これに後れざらむやう注意すべし。

○身元保証人

すべて、官立學校に入學せんとする者は、東京府下にて最も確實なる身元保証人を立つるを要し、其の證人は、正副二人、若しくは一人にして、公民の資格を具ふる者たるべし。然らざれば、學校に於て適當なりと認むる所の地位を有するか、職務を帯ぶる者たることを要するが故に、諸君は、在郷の日に於て、豫め證人を立つる準備をなし、上京と共に、これを定めずばあるべからず。但、私立學校にては、左程に六ヶ敷規則を設けず、一戸を立つる者あらば、證人たるに妨げなき者多し。

第三章 學費の概算

遊學者諸君の爲めに最も大切なることは、學資支辨の道にして、當今は、一ヶ月

十五圓、少くも十圓を下らざる範圍に於て、夏期休業の二ヶ月を除き、毎年十ヶ月間の支出を標準として、一ヶ年間百圓乃至百五十圓の供給を受くべき道を立てざるべからず。數年前までは、一ヶ月七八圓の學資を以て支ふることを得たりしも、近頃は物價非常に騰貴して從來の比にあらざるが故に、如何に質素を旨とするも、十圓以下にては、困難なりと知るべし。

依りて、諸君の参考に供へむが爲め、試みに、其の費目を舉げて、遊學を實行せらるべき手引きをなさむに、其の支出額の中に於て、先づ第一に必要なは、入學受驗料又は束脩なるべし。

○入學受驗料又は束脩

私立の學校にては、生徒入學の際、束脩又は入校金と稱するものを要し、官立學校にては、束脩を受けざる代り、多くは受驗料を徴收し、東京帝國大學の如きは受驗料の外、入學の許可を得たる者は更に入學料を徴收す。故に、いづれにしても、第一に、此の種の金を要す。但、これは入學の際、一度のみに限ることにて、毎月納むるにあらざれば、格別學費の支出に對して影響あることなかるべし。束脩の定額は、

一圓乃至二圓までを限りとし、官立學校の受験料は、一圓乃至五圓なり。

○月謝 又は 授業料

次は、毎月の月謝にして、私立學校は、一般に一圓乃至二圓迄を定額とし、官立學校にては、授業料として、毎月一圓乃至二圓五十錢を定日に徴收し、これが納附を怠れば、保證人をして代納せしむ。尤も官立學校にては、授業料をば、一ケ年、十圓、十五圓、二十圓、二十五圓の數種に定め、夏期休業の二ヶ月を除き、其餘の十ヶ月に配當して分納せしむるが常なれど、或は、之を二三期に分ちて納めしむるものあり。

○月俸 及び 下宿料

次は、毎月の月俸、若しくは下宿料なり。月俸とは、學校の寄宿舎に住するもの、食料及び宿料として納むる所のものに係り、又、市中の下宿屋より通學する者は、下宿料として食費を支拂はざるべからず。

通例寄宿舎にては、凡そ五六圓の月俸を納め、下宿屋にては、七八圓乃至十圓の下宿料を拂ふを例とす。

月俸、若しくは、下宿料の中には、座敷料をも含有し、通例、それにて毎月の食費宿料を支ふるを得れども、尙、塾費、若しくは、舍費として二三十錢乃至一圓、若しくは、校費、教場費として、これに相當せる月額を徴收せらるゝ所あるべし。但、其の様なる學校にては、却て月俸の方に於て其の負擔を低額に止め、又、座敷料として別に二三圓を求むる所の下宿屋にては、食料として最低額六七圓を受くるが故に、いづれにしても、諸君の負擔に格別相違する所なかるべし。

此の外、寄宿舎、下宿屋に於て、諸君の擔當すべき重なるものは、石油と炭代との二つなるが、これは、一ヶ月一圓と算すれば可なるべく、夏期に際しては、炭代に輕減して、石油のみなれば五十錢前後にて足るべし。

○書籍 及 筆墨 紙料

さて、其の次に必要なるは、筆墨紙料、書籍費なり。書籍とても、格別高價なるものを要せざれば、年額十五圓にて足るべく、筆墨紙料を加へて月額三圓あらば、郵便税其他すべて、其の中にて辨するを得べく、別に、雜費二圓あらば、諸君は燒芋豌豆の買食ひに小遣錢の多きを誇り、又は、新聞雜誌など毎朝食後窓前に披きて

餘裕を示すことを得べし。

○制服制帽調製費

學校に依りては、制服を着用せざるべからず。其の費用は、冬服八九圓、夏服六七圓、制帽一圓半、外套十圓として、靴、靴下、襯衣、股引等を合して五圓とせば、普通の服裝をなすを得べし。

然し、制服は諸學校皆着せざるべからざるにあらざるのみならず、又一二年間新調すれば、其の後は必ずしも毎年新調するに及ばず、或は繕ひ、或は洗濯して、交るる用ふるを得るものなれば、其の費用の如きも稍減ずることを得ん。

東京遊學の書生中には、無闇に書籍制服の購求を名として、臨時に十圓以上の費用を取寄する者ありといふ。醫學生などは、器械の購求、若しくは、顯微鏡の必要を言ひ立て、金を請求して父兄を驚かし、尙且それにも満足せず、病氣大至急金送れ、爲替は電信にてと迫り、種々様々の口實を以て、遊蕩上の軍用金を徴發する者少からざれど、是等は、却て遊學の中止歸省を促す種にて、事實暴露の曉には、學費停止の原因となるべきものなれば、遊學生の慎むべきこと言ふまでもなし。

尙又、多くの書生中には、衣服を飾り、酒食に耽り、月額三十圓前後を要して、紳士を氣取れる者なきにあらねど、遊ぶに忙はしきものは勉強の暇なく、是等の書生が學校に於ける席次の低きに過ぎたると、缺席日數の多きとは、決して諸君が見習ふべき良き儀範にあらざるべし。

これを要するに、成業の日までは、嚴正なる學生の低級生活を成し遂ぐべくして、決して、絹布の衣服を纏ひ、時計、持物に綺羅を飾り、偽造紳士の境遇に落ちて、素志を失ふが如きことあるべからず。

遊學數年、此の心得を失はざる限りは、高等諸學校は謂ふも更なり、大學の課程に進むも、月額十二圓乃至十五六圓を以て、兎も角其の業を卒るを得べし。

○年額及び月額の比較

夏期休業の二ヶ月を省きて、學費を通算するときは、左の計數を得べし。是に由りて之を觀るに、諸君は初めに於ては、月額十二圓を以て二三年を維持することを得べく、次第に學業の進むに従ひ、多少の増額を要すとするも、月額十五圓以内に於て修業を成し得ることは難からざるべし。

82
13/15

上篇 遊學者の指針

一四

授業料	月額	金額	年額	金額
授業料	同	金壹圓乃至貳圓五拾錢	同	金拾圓乃至貳拾五圓
寄宿料	同	金六圓乃至九圓	同	金六拾圓乃至九拾圓
書籍費	同	金壹圓乃至壹圓五拾錢	同	金拾圓乃至拾五圓
筆墨紙料	同	金壹圓乃至貳圓	同	金拾圓乃至貳拾圓
諸雜費	同	金貳圓乃至參圓	同	金貳拾圓乃至參拾圓
總額	同	金拾壹圓乃至拾八圓	同	金百拾圓乃至百八拾圓

勿論、此の外に、入學金、其他、机、本箱、夜具等の買入代を要するも、これ等は一時の事なれば、別途支出として算すべく、官立學校に入りたる後は、被服料を要するも、是等は成業に近き頃の別途豫算に過ぎざれば、斯許りの費用は借ひに足らず、父兄諸君も喜びてこれを出だすに吝ならざるべく、卿等も苦學の褒賞として、其の位の要求を提出するも、遠慮に及ばざるべし。

第四章 修業の年限

○學科卒業の年限

上京の準備、學費の概算と共に、一考すべきは、上京の後、成規の學科を履修す

るに、凡そ何程の年月を要すべきかといふこと、是れなり。官立高等の學校に入學する前には、普通の學科を修めむが爲め、中學校を程度とせる豫備科、若しくは、受験科の中等教育を受くるを要す。是等の學校を卒業するには、凡そ五ヶ年を要すれども、豫め地方に於て、中學校を卒業し來らば、時に一躍して高等の學校に入るを得べし。未だ卒業せざるも、英語、國語、漢文、數學の四科に長じたる少年は、出京の後、短日月の間に於て、其の受験科を卒るを得べし。

官立高等の學校に入るには凡そ五ヶ年の受験科を卒業する程度の學力を要すれども、私立の専門科に入らんとするには、一二年の課程を卒りたる上は、優に入學の資格を得べし。

○分科大學と大學院

さて、愈々高等なる官立學校に入りたる上にも、其の卒業には少からざる時日を費さざるを得ずして、尙、其の上に分科大學に入りて、三四年の歲月を送り、進みて大學院に入りてこれを終らむとせば、大抵三十歳前後の年齢に達せざるべからず。幸に博士の稱號を得て、社會の上流に立たむとするは、決して容易の事にあらず。

上篇 遊學者の指針

中學	五ヶ年
高等學校	大學課程 三ヶ年
分科大學	法科、醫科 各四年
大學院	研究科 五ヶ年以上
通計	十六ヶ年乃至十七ヶ年
	工科、理科、文科、農科 各三ヶ年

○陸海軍の諸學校

陸海軍諸兵科の學校は、其の豫備科より通算すれば、初級士官となる迄には、八、九年の歲月を費し、尙陸海軍大學校を卒りて高級士官となるまでには、前後の經歷を積み、十餘年の星霜を軍隊生活に要すべし。

成城學校	豫科 二ヶ年	尋常科 三ヶ年	高等科 一ヶ年
地方陸軍幼年學校	三ヶ年		
中央陸軍幼年學校	一年九ヶ月		
陸軍士官學校	一年		
通計	五年九ヶ月乃至七年九ヶ月		
攻玉社海軍豫備學校	五ヶ年		
海軍兵學校	四ヶ年		
海軍機關學校	四ヶ年		

通計 九ヶ年

○學習院及華族女學校

學習院の如きものは、普通の學校と其の趣の異なる所多きことは謂ふまでもなきことなるが、尙、小學科を卒業して、大學科までの成業には、前後十八年の長日、を學窓の下に送るを要す。上流貴族の子弟にありては、少からざる苦學なるべし。

學習院	初等學科 六ヶ年	中等學科 六ヶ年	高等學科 三ヶ年
華族女學校	初等高等小學科 各三ヶ年	通計 十八ヶ年	初等高等中學科 各三ヶ年
			通計 十二ヶ年

○官立高等諸學校

尙、他の官立學校の修業年限は、次に示すが如し。これに受験科を合算すれば、七、八年の歲月を要せし。

高等師範學校	豫科 一ヶ年	本科 三ヶ年
女子高等師範學校	四ヶ年	
高等商業學校	豫科 一ヶ年	本科 三ヶ年
東京工業學校	染織工科、窯業科、應用化學科等	本科 各三ヶ年
東京商船學校	航海科	五ヶ年
	機關科	五ヶ年
		現業實習 各一ヶ年

第四章 修業の年限

東京郵便電信學校	郵便科	二ヶ年	電信科	二ヶ年
東京美術學校	豫備科	一ヶ年	各本科	四ヶ年

○私立専門各學校

私立の各種専門學校は、概、三年前後を以て其の年限とするものにて、長さも五六年を出づるものは、寥寥數ふるに足らざる程にて、又短きも二年を下るは、是亦珍らしき所なるべし。されば、豫備科を合算するも、多くは五ヶ年にして成業すべく、又當人の心掛け次第に依りて、三年の時日を學窓に送るときは、大抵卒業の成果を得て、故郷に歸ることを得べし。

第五章 着京の注意

○東京遊學の季節

學費の概算、修業の年限、將來の用途既に確定して上京するには、それと見込みたる學校の學年若くは學期の初めに、半年の餘裕を見込みて郷里を立たるゝこと良策なるべし。

○各學校の學年學期

學年といふは、九月十一日より起算して、翌年七月十日に至る十ヶ月間を指すものにて、これを二分し、三分して、幾學期とするが通例なれど、中には、四月一日より始むる所も多ければ、是等は、本書の中篇に於ける各學校の規則を見て、之を知るべし。

官立學校にては、毎學年の終りに於て、次年度の新生を試験してこれを入學せしむると、偶、補充試験をなして臨時に募集すると、この二つの外、如何なる時も、決して、入學を許さざれば、時期を失うて悔い給ふな。

私立學校は、多くの場合、一人にても試験して、或は、全く試験なしに、入學せしむる慣例なれど、中途入學は損ありて益なく、時としては、次の學期に又修學を繰返す場合も起るべきが故に、成るべくは、學年始業の初めに、入學せらるゝが利益なるべし。

○東京迄の鐵道旅行

かくて、遊學の季節に迫らば、諸君は愛すべき郷里を出で立ちて、此の東京に來

らるゝならむが、吾人は、是等諸君の爲めに、先、鐵道の便利を示して、以て上京の手引せむ。

諸君は、東京より以西のものならば、東海鐵道線に由りて、新橋停車場を指さるゝなるべく、又、東京より以北ならば、奥羽若くは直江津線にて、上野停車場を指さるゝなるべく、東部ならば房總武の諸線に據らるゝなるべくし。

○東北鐵道線

上野は東京市の北端にあり。青森と相距ること四百五十六哩に餘る、其途中大宮より直江津に向ふ線あり、又南千住を経て、陸前濱街道に出づる支線あり。

○青森東京間哩數汽車賃

東京	青森間	四五六哩	五圓六十九錢	東京	白河間	一一五哩	一圓五十九錢
同	三月間	三八四哩	四圓八十二錢	同	宇都宮間	六五哩	九十三錢
同	盛岡間	三二九哩	四圓十六錢	同	小山間	四七哩	六十七錢
同	一關間	二七三哩	三圓四十九錢	同	古河間	三七哩	五十四錢
同	仙臺間	二一七哩	二圓八十一錢	同	大宮間	一六哩	二十四錢
同	白石間	一八九哩	二圓四十七錢	同	浦和間	一二哩	十八錢
同	福島間	一六八哩	二圓二十二錢	同	赤羽間	六哩	九錢

同 郡山間

一三九哩 一圓八十八錢

同 王子間

四哩 六錢

直江津高崎間哩數汽車賃

直江津	高田間	四哩	六錢	直江津	輕井澤間	九二哩	一圓三十錢
同	長野間	四六哩	六十九錢	同	横川間	九九哩	一圓三十九錢
同	上田間	六七哩	九十七錢	同	高崎間	一一七哩	一圓五十九錢

前橋高崎東京間哩數汽車賃

前橋	高崎間	六哩	九錢	前橋	浦和間	五六哩	七十九錢
同	熊谷間	三一哩	四十四錢	同	赤羽間	六二哩	八十九錢
同	桶川間	四五哩	六十四錢	同	王子間	六五哩	九十二錢
同	大宮間	五二哩	七十四錢	同	東京間	六九哩	九十七錢

仙臺水戸東京間哩數汽車賃

東京	仙臺間	二二六哩	二圓八十一錢	東京	土浦間	四二哩	五十九錢
同	原ノ町間	一八一哩	二圓三十七錢	同	取手間	二六哩	三十七錢
同	平間	一三三哩	一圓八十錢	同	松戸間	一二哩	十八錢
同	水戸間	七四哩	一圓四錢	同	北千住間	六哩	九錢
同	友部間	六四哩	九十一錢				

○東海鐵道線

新橋は東京市の南にありて、神戸を距ること三百七十六哩、この間の東海鐵道線

の賃金は左の如し。

神戸東京間哩數汽車賃

東京	神戸間	三五六哩	四圓	東京	濱松間	一六八哩	二圓十二錢
同	大阪間	三五六哩	三圓八十三錢	同	静岡間	一二〇哩	一圓六十錢
同	京都間	三二九哩	三圓六十二錢	同	奥津間	一一〇哩	一圓四十九錢
同	草津間	三一三哩	三圓四十九錢	同	岩淵間	一〇一哩	一圓三十九錢
同	彦根間	二八八哩	三圓二十八錢	同	沼津間	八六哩	一圓二十錢
同	米原間	二八四哩	三圓二十四錢	同	御殿場間	七一哩	一圓
同	大垣間	二六三哩	三圓五錢	同	國府津間	四九哩	七十一錢
同	岐阜間	二五四哩	二圓九十七錢	同	大磯間	四三哩	六十一錢
同	名古屋間	二三五哩	二圓八十錢	同	大船間	二九哩	四十一錢
同	大府間	二二三哩	二圓六十九錢	同	横濱間	一八哩	二十七錢
同	岡崎間	二一〇哩	二圓五十八錢	同	品川間	三哩	五錢
同	豊橋間	一九〇哩	二圓三十七錢				

○甲 武 鐵 道 線

東京以西甲斐に到らんとする街道には、甲武鐵道線ありて、飯田町停車場を起點とし、八王子まで開通せり。甲州街道より來るものは、これによるを便利とす。

飯田町八王子間哩數汽車賃

飯田町	新宿間	四哩	六錢	飯田町	立川間	二二哩	三十一錢
同	國分寺間	一七哩	二十五錢	同	八王子間	二七哩	四十錢

○總 武 鐵 道 線

銚子より佐倉及千葉を経て、東京本所に至るものを總武鐵道線といひ、一ノ宮より千葉に出づるものを房總鐵道線といふ。今、總房半島より上京せんとする者の爲に、道程を示せば、左の如し。

銚子東京間哩數汽車賃

東京	銚子間	七二哩	一圓〇七錢	東京	千葉間	二二哩	三十三錢
同	成東間	四五哩	六十七錢	同	船橋間	一一哩	十七錢
同	佐倉間	三一哩	四十七錢	同	市川間	七哩	十錢

大原千葉間哩數汽車賃

千葉	一宮間	二七哩	四十一錢	千葉	大網間	一四哩	二十二錢
同	茂原間	二一哩	三十二錢	同	野田間	八哩	十三錢

○山 陽 鐵 道 線

馬關以東神戸までは山陽鐵道の線路にして、其中、徳山神戸間はすでに全く開通

し、三田尻以西は汽船にて鐵道の缺を補ひ、門司より又九州鐵道に接続せり。其の乗船の賃錢は門司徳山間六十錢なりとす。

三田尻神戸間哩數汽車賃

神戸三田尻間	二七五哩	二圓二十錢	神戸 岡山間	八九哩	一圓二十錢
同 徳山間	二五八哩	二圓	同 姫路間	三四哩	五圓十錢
同 柳井津間	二三六哩	一圓九十五錢	同 明石間	一二哩	十八錢
同 廣島間	一九〇哩	一圓八十錢	同 舞子間	九哩	十四錢
同 糸崎間	一四三哩	一圓五十八錢	同 須磨間	四哩	七錢
同 尾道間	一三七哩	一圓五十錢	同 兵庫間	一哩	二錢

○九州鐵道線

門司より八代までは九州鐵道の線路にして、四國及九州には、尙、開通に至らざる線路少なからず。尤、小倉より後藤寺間、鳥栖より武雄間は近頃開通に至りたれども、其の他は、尙、敷設中なりとす。

門司八代間哩數汽車賃

門司 八代間	一四三哩	一圓五十七錢	門司 博多間	四七哩	六十四錢
同 熊本間	一二四哩	一圓四十三錢	同 小倉間	七哩	十一錢

同 久留米間 七〇哩 九十錢

○各港汽船便

又、神戸以西にありては、瀬戸内海の附近、及、四國九州沿海の人々は、海路直に大阪に航するもの多く、又、北海道奥羽の邊より上京せむとする人々は、海路横濱を指して出發する者も少なからざるべし。

依て是等の人々の爲めに、日本郵船會社及大阪商船會社に屬する汽船の船客運賃を示せば、大畧左の如くなるべし。

日本郵船會社汽船各港横濱間の船賃

横濱 神戸間	三	圓	横濱 小樽間	六	圓
同 門司間	五	圓	同 函館間	三圓五十錢	
同 長崎間	七	圓	同 萩濱間	二	圓
同 四日市間	一圓五十錢		同 伊豆八丈島間	五	圓
同 小笠原父島間	六圓五十錢				

大阪商船會社汽船各港大阪間の船賃

神戸 基隆間	十	二圓	神戸 門司間	二圓十錢
大阪 馬關間	二圓二十五錢		大阪 三津ヶ濱間	一圓七十五錢

第五章 着京の注意

大阪 三田尻間	一圓九十錢	大阪 多度津間	一圓四十五錢
同 徳山間	一圓八十錢	同 高松間	一圓三十錢
同 宇品間	一圓六十五錢	同 徳島間	八 十 錢
同 尾ノ道間	一圓五十錢	同 洲本間	四 十 錢
同 大分間	二圓三十五錢	同 鹿兒島間	五 圓
同 細島間	二圓九十五錢	同 沖繩間	九 圓

此の海陸の哩數、乃至汽船或は汽車の乗込賃錢を參考すれば、凡そ何程の費用を以て上京し得べきやを知るに足るべく、又、此の海陸の通路を知らば、比較的便利なる海港若くは停車場を自由に選ぶことを得て、諸君は少しの支障もなく、最も安全迅速に、この帝國の大都に入りて、旅行を終ることを得む。

○旅行中の警戒

東京に着きたる後は、先、第一に、親戚又は知り合ひの家を訪はるゝか、左なくば、旅宿を求めて投宿せらるゝならんが、途中は謂ふまでもなく汽車中、若くは停車場の如き人込みの所に於ては、掏摸其の外の悪漢に狙はれぬやう氣を着け給へ。彼の掏摸といふ一種の鼠賊は、人の懐中にある紙入は勿論、袂たもとの中の蝦蟇口まで

も、何時しか知らぬ間に抜き取ることを、諸君の驚く程巧者なものなり。汽車、鐵道馬車などにては、毫も油断なかるべし。又停車場附近公園などには田舎人の装ひして、言語居動を朴訥に見せかけ、親切らしく言葉をかけて、他意なき風に近づくものあり。かゝる者の中には意外なる悪漢あるものなれば、決してウカと乗ることあるべからず。道路方角等を尋ねるには、途上の巡査に若くはなしと知るべし。

○東京市中の旅店

着京後、直に親戚朋友を訪はらず、旅店に就きて其の勞をやすめんとする者の爲に、東京市中にて、有名なる旅店を示しておくべし。

麹町區	帝國ホテル	相摸屋	三橋
神田區	榎本館	龜屋	大野屋
	萬代屋	關根屋	板垣
	萬屋	實旅館	旭樓
本郷區	龍岡樓	武藏屋	伊勢榮
下谷區	山下館	山城屋	群玉舎
淺草區	河内屋	小松屋	和泉屋
本所區	岩島屋	高木屋	植中
			大米屋
			井筒屋
			小松屋
			春魁樓
			河内屋
			大泉
			加賀屋
			武藏屋
			森田
			森田
			松本
			中野

- 深川區 新丸充
- 日本橋區 大野屋 西貝 蓬萊屋 藤屋 島屋 中屋 伊勢安 三河屋 名倉屋 桑島屋
- 越後屋 上總屋 越十 芝荷屋 伏見屋 杉本 八幡屋 玉屋 井上屋 喜村屋
- 島屋 小野屋 駿河屋 近江屋 菟豆屋 山田 藤屋 梅屋 福島屋 大坂屋
- 會津屋 榭屋 山城屋 鍵屋 下總屋
- 京橋區 紅木屋 厚生館 水明館 山下館 朝日館 都館 對城館 西本屋 中央旅館 伊東屋
- 松本 桃李館 萬屋 對山館 對鶴館 真鶴屋
- 芝區 櫻郷館 蓬萊屋 聚星館 鶴屋 川崎屋 田中屋 紀伊國屋 雲來館 飯田館

此の中、帝國ホテルの如きは、結構宏大華麗にして、宿泊料も高直なれば、もとより遊學者諸君の投宿すべき所にあらず、又、京橋區、日本橋區の旅店中にも紳士紳商のみ宿すべく、通常旅客には便ならざるものあれども、此には、唯、市中にて、有名なる旅店を掲ぐるのみ。

宿泊料は、五十錢以上、六十錢、七十錢位を通常とすれども、所謂紳士向の旅店にありては、一泊一圓、乃至、二圓前後なりと、心したまへ。

要するに、京橋區、日本橋區には、高等旅店最多く、神田區、本郷區には、通常の旅店多かるべく、下谷區は、東北鐵道の發着すべき處にあたり、芝區は、東海道

鐵道の衝にあるが故に、汽車客の宿多かるべく、日本橋區にても、馬喰町邊、又、淺草區にあるものは、商人宿殊に多し。

深川區、赤坂區、麻布區、牛込區、小石川區は、旅客の往來する所にあらず。故に、此の區内には、旅店の數、甚少く、本所區、及四谷區にては、汽車の發着する附近の外、旅店極めて少し。

○着 京 後 の 乗 車 注 意

東京に着きたる時、各停車場より府下各區に至る人力車賃表は、大凡左の如くなれば、諸君は適宜斟酌して、其の代價を拂はるゝを可なりとす。但、夜、雨天、荷物付等は二三割を増すならん。

自新橋停車場至市内各區賃錢

橋區	最近五錢乃至最遠十一錢	芝區	四錢乃至三十二錢
日本橋區	九錢乃至十五錢	麻布區	十錢乃至二十一錢
神田區	十二錢乃至十六錢	四谷區	十七錢乃至二十五錢
本郷區	十七錢乃至二十八錢	赤坂區	九錢乃至二十二錢
下谷區	十五錢乃至二十八錢	牛込區	十七錢乃至三十五錢

浅草區	十五錢乃至三十錢	小石川區	十七錢乃至三十一錢
本所區	十五錢乃至二十九錢	麴町區	六錢乃至十八錢
深川區	十四錢乃至二十九錢		

自上野停車場至市内各區賃錢

下谷區	最近三錢乃至最遠十二錢	神田區	六錢乃至十二錢
本郷區	五錢乃至二十錢	日本橋區	十錢乃至十五錢
小石川區	十二錢乃至三十二錢	京橋區	十五錢乃至二十二錢
牛込區	十一錢乃至二十錢	芝區	二十錢乃至三十八錢
麴町區	十三錢乃至二十二錢	浅草區	八錢乃至十七錢
四谷區	二十二錢乃至三十二錢	本所區	十三錢乃至二十五錢
赤坂區	二十三錢乃至三十五錢	深川區	十八錢乃至三十錢
麻布區	二十六錢乃至三十五錢		

自飯田町停車場至市内要區賃錢

神田區	四錢乃至十三錢	日本橋區	十二錢乃至十八錢
本郷區	七錢乃至十八錢	京橋區	十五錢乃至二十二錢
下谷區	十錢乃至二十錢	芝區	二十錢乃至三十五錢
浅草區	十四錢乃至二十四錢	麴町區	四錢乃至十七錢
本所區	十六錢乃至二十七錢	小石川區	五錢乃至二十一錢

深川區	二十錢乃至三十錢	牛込區	八錢乃至十八錢
麻布區	二十一錢乃至三十錢	赤坂區	十六錢乃至二十六錢
四谷區	十二錢乃至十九錢		

自本所停車場至市内要區賃錢

本所區	四錢乃至十二錢	浅草區	十二錢乃至二十錢
深川區	六錢乃至十八錢	下谷區	十六錢乃至二十五錢
日本橋區	十錢乃至十八錢	神田區	十五錢乃至二十二錢
京橋區	十七錢乃至二十二錢	本郷區	二十錢乃至三十六錢
芝區	二十二錢乃至四十二錢	麴町區	二十錢乃至二十九錢
小石川區	二十四錢乃至五十錢	牛込區	二十錢乃至四十七錢
麻布區	三十一錢乃至四十九錢	四谷區	三十二錢乃至四十錢
赤坂區	三十錢乃至四十二錢		

上京の際、手荷物等あるか、其他已むを得ざることありて車に乗らざるべからざる時は、鐵道停車場内に在る人力車乗車券發賣所より乗車券を買ひて行くを宜しとす。此の乗車賃は、以上の割合にて、途上の拾ひ乗りよりは少しく不廉なれども、最も安全なるものなり。途上の車夫には間々惡漢ありて、東京慣れざる田舎漢と見るときは、種々奇巧の惡手段を施して、非常の損害を受けしむること少なから

す。

左に示せる里程は、市内日本橋を起點として、これより各地に至る間の距離を指
示せるものなれば、是に據りて遠近の里程を知ること必要なり。

日本橋	萬世橋間	十五町	日本橋	神田錦町間	十四町
同	小川町通間	十二町	同	駿河臺間	十六町
同	巢鴨間	一里十五町	同	本郷湯島間	廿八町
同	駒込富士前間	一里十八町	同	帝國大學間	三十三町
同	上野公園地間	三十二町	同	王子停車場間	二里三町
同	根岸御行松間	一里十町	同	板橋驛間	二里餘
同	淺草公園間	三十三町	同	内藤新宿間	二里餘
同	淺草橋場間	一里十町	同	本所小梅間	一里八町
同	目黒停車場間	二里半	同	兩國回向院間	十七町
同	品川驛間	二里	同	深川富岡八幡間	二十八町
同	池上本門寺間	三里半	同	芝愛宕山間	二十五町
同	千住驛間	二里	同	宮城二重橋間	十五町
同	三田臺間	一里	同	櫻田門間	十八町
同	高輪泉岳寺間	一里半	同	九段招魂社間	二十六町
同	赤坂離宮間	一里	同	牛込神樂坂間	一里餘

出京後、在學中は主に其の健脚を用ふべし、人力車のごときは、萬已むを得ざる
外は、決して乗るべからず、若しこれに乗らんには、右の里程に準據して其の賃金を
定むべし。尤、人力車には、辻待と宿車とありて、宿車は一里につき十四五錢の
割合なるべく、辻待車夫はこれに比し殆ど半價にて應ずれども、前にも言ふ如く、
此の費の中には、時として不當の價を追求して、不慣れの人々を困らすことあれば、
斯かる折には容赦なく、これを交番の巡查に引渡して、非違を訴ふべし。されども
不知案内と見るときは、尙、幾分か彼等の爲めに翻弄せらるゝの不快もあれば、成
るべくは、人力車を待たずして歩行する方よろしかるべし。

○鐵道馬車と勸工場

鐵道馬車は、其の本社を芝區汐留に置かれ、分社は淺草にありて、乗合馬車を營
業とし、左に掲載せる區域の間を始終間斷なく往復す。

新橋	日本橋間	一區域	二十町	雷門	上野三橋間	一區域	二十二町
日本橋	淺草橋間	一區域	十六町	上野三橋	萬世橋間	一區域	十三町
淺草橋	淺草雷門間	一區域	十八町	萬世橋	日本橋間	一區域	十五町

この一區域といへるは、十町乃至二十町の距離を有する所にして、一區三錢、半區

一錢五厘を投ずれば、迅速に市中を乗廻して、目的の所に達することを得べし。但上等馬車は、一區四錢、半區二錢を要す。

又、此の鐵道馬車と共に、諸君に都合よきものは、商品陳列所なり。所謂^〇工塲と名けられて市中到る處に在り。これに入るときは諸君の需要品何一つとして存せざるなく、物品には、一々懸直なしの正札ありて、押問答の煩累なく、又、此處彼處とまごつきたる上、高く買被ぶるの危険を免れむ。普通の躰裁よき机にても、勤工にては七八十錢乃至一圓を投ずれば、諸君は容易に手に入れ得べく、又、上等の本箱も、五六十錢より一圓迄の範圍に於て、好むものを自由に購買するを得べし。又、夜具蒲團など必要の品も、新しく作るに及ばず、すでに恰好に出來たるものにして、却て縞柄の上等なるもの、隨意に得るに難からざるべし。

是等共同的販賣店の最大なるものは、左に掲載せる數ヶ所にして、芝及上野公園にあるものは、其の規模宏大にして、人の注意を惹くべき商品に富める所なり。

- | | | | |
|---------|---------|-------|-----------|
| 内國商品陳列場 | 上野公園内 | 商榮館 | 京橋區竹川町 |
| 東京勤工場 | 芝公園内 | 銀座勤工場 | 京橋區銀座二丁目 |
| 南明館 | 神田區表神保町 | 九段勤工場 | 麹町區飯田町一丁目 |

東明館 神田區表神保町 牛込勤工場 牛込區通寺町
杉山勤工場 下谷區上野廣小路 本郷勤工場 本郷區四丁目
此の他、各區一二の設なきはなく、銀座通及淺草公園邊には殊に多し。

第六章 宿所の選定

宿所には、學校の寄宿舎と、市中の下宿屋との二類ありて、共に等しく學生の住居に供ふるものなるが、規律正しき學校ならば、無論、寄宿舎の方を取るべし。然らざれば、成るべく、風儀よき下宿屋を選びて、これに居るの外、他に良策なかるべきも、下宿屋にては、風紀監督の制を缺き、多くの少年を導きて情弱怠慢ならしむる虞最も大なれば、若し東京に父兄の懸意なる所あらば、そこに寄宿するを最も安全なる方法とす。又、女子を遊學せしむる場合に於ては、殊に然りとすれども、此の方法を執り難きときは、最も嚴肅なる寄宿舎を有する學校に入らしむるを第一とす。若し然らざれば、遊學せしめざるの寧ろ優れるに若かず。

朝寢、夜深し、夜遊びの如きは、下宿屋にては如何しても締りの附けやうなきものにて、これが則ち追々、少年をして品行と風儀とを亂さしむる原因なり。若し親

威懾意の家に寄寓するときは、多少遠慮といふことありて、大に、其の邊の悪慣習を防ぎ得ることもあるべし。

○下宿の戸數及人員

今、東京市街の中にて、最も多く學生の集る所は、本郷、神田を第一とし、芝區これに次ぐことは、左に掲ぐる下宿屋の統計を見て明かなるべし。(警視廳調査)

區	下宿戸數	下宿人員	毎月平均人員
本郷區	四〇〇	一三七四三	三四
神田區	三六二	一三〇八九	三九
芝區	二四二	六五一三	二七
麴町區	一四七	五〇〇九	三四
日本橋區	九八	四〇一二	四〇
京橋區	九七	三二六七	三三
牛込區	六八	二二七六	三二
小石川區	三五	一五〇七	四三
深川區	二九	一一三六	三八
下谷區	五二	八九六	一七
本所區	五〇	二七九	一五
麻布區	一二	三三一	二七

赤坂區	同	一一	同	一八三	同	一六
四谷區	同	一〇	同	四六	同	五

勿論、是等の下宿者は、悉皆學生とも限らざるべく、日本橋、京橋、及深川にゐる者の如きは、學生以外の人を以て、其の大半を満たすなるべく、下谷區なども幾分か他の種類を混入する傾向なきにあらざるが故に、東京遊學者の集る所は、神田、本郷、芝、麴町の四區にあるが如し。

下宿を定むるには、衛生上に利益あるべき所を選ぶこと肝要なり。所謂下町と稱せらる、低部市街は、空氣の不潔なる、溝渠下水の停滯せる、皆病毒を蔓延せしむる種なれば、心ある人は、成るべく高地を求めて宿所を定め、本郷、駿河臺、九段、番町、駒込、小石川、麴町、牛込、麻布、三田臺等より、其の學校に通ふを可なりとす。

○最良の寄宿舎

又、第一高等學校、慶應義塾、早稻田中學校等には、兎に角、管理の行届ける生徒寄宿舎の設けあり。即ち此の諸學校にて學ばんと志す者は、寄宿舎に入るを可なりとす。

又、小石川に於ける造士會附屬の三塾（嘉納、成蹊、善養）及杉浦重剛氏の家塾のときは、少年をして善美なる品性を養ひ、以て有爲の士人たらしむるに適當せる特殊の美風を有して、尋常一般の營業的塾舎と大に其の趣を異にせり。

○區 役 所 の 位 置

其の宿所の定まりし後には、寄留届を差出さるべからず、又、學校入學の際には、保證人の身元に關して、區長の奥書證明を求むることあるべし。即ち區役所の位置は豫め知らざるべからざることあらむ。

神田區役所	錦町二丁目	所轄町村	百二十五
本郷區役所	龍岡町	同	六十四
麹町區役所	麹町一丁目	同	七十五
日本橋區役所	蠣殻町二丁目	同	百四十
京橋區役所	築地一丁目	同	百八十三
芝區役所	芝愛宕町三丁目	同	百三十三
麻布區役所	麻布市兵衛町二丁目	同	五十一
赤坂區役所	赤坂表三丁目	同	四十九
四谷區役所	四谷荒木町	同	四十二

牛込區役所	牛込鞆筒町	同	七十八
小石川區役所	小石川水道町	同	七十七
下谷區役所	仲徒町四丁目	同	七十四
淺草區役所	淺草馬道町一丁目	同	百十六
本所區役所	相生町五丁目	同	八十三
深川區役所	深川靈岸町	同	九十八

○郵 便 局 の 位 置

最寄にある郵便局電信局等を知らざるときは、郵便爲替の受取方、小包郵便の發送等に一々差問あるべきが故に、最寄にある、各局名並に位置に就きて、豫知する所なかるべからず。

東京本局	所在地	日本橋區材木町	柱函數	百九十五
麹町支局	同	麹町二丁目	同	六十二
飯田町支局	同	飯田町一丁目	同	四十九
神田支局	同	神田須田町	同	八十四
本郷支局	同	本郷元富士町	同	四十五
駒込支局	同	駒込東片町	同	四十四
下谷支局	同	下谷山下町	同	五十五
日本橋區京橋區	同	同	同	同

第六章 宿所の選定

上篇 遊學者の指針

支局名	所在地	浅草區	柱函數
淺草支局	淺草馬道町	淺草區	七十四
深川支局	深川小松町	深川區	五十八
麻布支局	麻布宮下町	麻布區	四十一
青山支局	青山北町	赤坂區	四十一
四谷支局	四谷忍町	四谷區	五十八
牛込支局	牛込通寺町	牛込區	五十九
小石川支局	小石川傳通院前	小石川區	四十八
三田支局	芝通新町	芝區	五十六
四久保支局	芝神谷町	芝區	四十六
芝口支局	芝口一丁目	芝區京橋區	八十四
兩國支局	日本橋元柳町	日本橋區淺草區	七十六
本所支局	本所横綱町	本所區	八十三

四〇

○郵便爲替の取扱所

郵便爲替の事務は、獨り郵便電信局にて取扱ふのみならず、東京市内にては、各區到る處に於て、「郵便受取所」といへるものあり。此處にては、郵便爲替をも取扱ふ。郵便電信本局、若くは、支局よりも、人の雜沓すること尠きが故に、爲替拂渡局の名宛は、住所の最寄なる郵便受取所とするを便とす。

今、市中の各區に存する郵便受取所の名稱は左の如し。但、近來新設のもの頗る多し、着京の後、最寄郵便局に就きて問合せ置くを可とす。

區名	郵便受取所
日本橋區	兩國 室町 蠣殻町 小傳馬町
神田區	一橋通 淡路町 佐久間町 今川橋 錦町
本郷區	森川町
牛込區	市ヶ谷田町
四谷區	麴町十一丁目
麹町區	飯田町支局
赤坂區	赤坂一ツ木 赤坂田町
芝區	櫻田本郷町
京橋區	新富町 銀座 東湊町 南傳馬町
深川區	東森下町
淺草區	淺草七軒町

東京郵便電信本局のみに於て、去る三十年中、取扱ひたる爲替事務は、その拂渡のみにても、十三萬七千五百件に上れりといふ。各支局も、これに準じて、事務煩雜なるが故に、時によりては、數時間待たしめらるゝこと往々あるべし。郵便受取所

は、各區に散在して、その規模も亦小なるが故に、人の輻輳すること少なければ、其の事務比較的敏捷輕便なり。

第七章 衛生の注意

東京に遊學する少年は、學事に一身を委ねべきはいふまでもなければ、又最も注意せざるべからざるは衛生の一事なり。

○都會と病原

東京は實に病原の巢窟にして、動もすれば諸君の健康を危うし易し。殊に、學生に向て、最も害毒を逞うするは呼吸器病にして、其の肺患に由りて斃る、市民は、毎年七千人の多數に上れば、常に最も警戒を怠るべからず。今、最近の統計に基き、病死者の數を示せば左の如し。

呼吸器病	七三〇七	消化器病	四八七四
神経系及五官病	六七六七	發育及營養的病	二一六九
傳染性病	三五四六	泌尿器病	八四〇

○流行病と季節との關係

東京は、人口の極めて稠密なる所なれば、流行病殊に猖獗を極むることあり。其の患者を季節によりて區別すれば、去る三十年中の統計左の如し。

月	虎列刺	腸チブス	發疹チブス	赤痢	サブテリア	痘瘡
一月	—	一九五	—	三	一一三	三
二月	—	二二三	—	八	一一〇	三二
三月	—	一六七	—	四	一一三	八九
四月	—	一七七	—	四	一一六	一六一
五月	—	二〇八	—	七	九三	二二四
六月	—	二〇八	二	七	七三	一三〇
七月	三五	一九五	—	三一	三九	四六
八月	二五	三一	—	四一五	三七	三〇
九月	一三	四七九	—	五四八	四四	一四
十月	一三三	三三三	—	二三〇	一〇八	八〇
十一月	七六	二五五	—	七一	一二五	四四四
十二月	一三	七五一	—	二六	一七五	一二五九
合計	五一八	二九三六	五	一三六三	一一五一	二五〇三

虎列刺の怖るべきは普く世人の知る所なるが、腸チブス、痘瘡の又怖るべきこと

前の統計に見て之を知るべし。されば、諸君も、豫め種痘を怠り給ふことなく、又、飲食に注意して、赤痢、腸チブス等に罹らざらんことを勉めらるべし。

○著名の病院

學生の最もかかり易きは、脚氣と胃病となり、多くは土地と食物とより來る、其の外腦病、眼病等も、書生社會に多き病なり。但し以上は注意して、初發の際に、これが治療を施せば、全癒するに難からず、されば其の病のさざしあらば、早くそれくの醫師、又は病院に赴きて、治療を請ふべし。今重なる病院を擧ぐれば左の如し。

醫科大學第一醫院	本郷區元富士町	内外科、眼科、脚氣科	醫員	五十一名
醫科大學第二醫院	神田區和泉町	内科、外科	同	二十四名
日本赤十字社病院	南豊島郡澁谷村	内外科、眼科、婦人科	同	二十名
順天堂醫院	本郷區湯島五丁目	外科、内科	同	九名
東京慈惠醫院	芝區愛宕町二丁目	内外科、(貧民施療)	同	十三名
杏雲堂病院	神田區駿河臺西紅梅町	内科、	同	七名
東京府巢鴨病院	小石川區巢鴨籠籠町	精神病科	同	十八名
東京府本所病院	本所區松代町三丁目	八種傳染病	同	五名
山龍堂醫院	神田區小川町	内外科、婦人科	同	十二名

東京病院	芝區愛宕町二丁目	内外科	同	十二名
井上病院	神田區駿河臺東紅梅町	眼科	同	五名
胃腸病院	麹町區内幸町一丁目	胃腸病科	同	八名
樂山堂病院	淺草區小島町			
日本橋病院	日本橋區青物町			
大西眼科醫院	神田區錦町三丁目			
明治病院	淺草區須賀町			

蓋し遊學者が、其の健康を破る第一の原因は、運動の缺乏にあることなれば、諸君は成るべく相應に學校と隔りたる清潔なる高地に宿所を定めて、通學の際、運動の不足を補ふこととせらるべく、又日曜日の休暇には、遠く郊外に杖を曳きて、英氣を養ふことを勉めらるべし。

○公園の散策

東京市中には、公園の數尠ならず、又、其の近郊には、遠足に適する處あり。諸君は、日曜の休暇に際して、遠く小金井に櫻を狩り、王子瀧の川に紅葉を賞するなど、常に、運動に心がけて、健康を保たること肝要なるべし。

上野公園	麴町公園	飛鳥山公園
淺草公園	深川公園	道灌山公園
芝公園	坂本町公園	湯島公園
愛宕山公園	根津公園	

○博物館遊就館

上野公園には、帝國博物館、動物園ありて、各種の珍奇を蒐集し、舊聖堂の構内には、教育博物館ありて、有益の資料をあつめ、小石川には、帝國大學の植物園ありて、世界各地の植物を栽培し、九段坂上には遊就館ありて、廣く古今の武器を陳列せり。諸君は、又、この所に遊びて、勤學の勞を慰せらるべし。

帝國博物館	上野公園地	美術品、工藝品、天産物等
動物園	上野公園地	生活セル諸動物
東京教育博物館	本郷區湯島三丁目	教育ニ關スル諸品
東京帝國大學附屬植物園	小石川區白山御殿町	諸種ノ植物
遊就館	九段坂上靖國神社境内	古今ノ武器

中篇 各學校の規則

第一章 官立諸學校

東京帝國大學

東京帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、及其の蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院、分科大學を以て構成す。大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす。

分科大學は法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、及農科大學とす。分科大學の卒業生、若くは、之と同等の學力を有する者にして、大學院に入り、學術技藝の蘊奥を究めて、定規の試験を経たる者には、文部大臣に於て學位を授く。學位は博士及大博士の二とす。

法科大學には、法律學科、政治學科の二學科を置き、四箇年を以て各學科を修めしむ。

醫科大學には、醫學科、藥學科の二學科を置き、四箇年を以て醫學科を修め、三箇

年を以て藥學科を修めしむ。

工。科。大。學。に。は。土。木。工。學。科。、機。械。工。學。科。、造。船。學。科。、造。兵。學。科。、電。氣。工。學。科。、建。築。學。科。、應。用。化。學。科。、火。藥。學。科。、採。鑛。及。冶。金。學。科。の。九。學。科。を。置。き。、各。三。箇。年。の。修。業。と。す。

文。科。大。學。に。は。哲。學。科。、國。文。學。科。、漢。學。科。、國。史。科。、史。學。科。、博。言。學。科。、英。文。學。科。、獨。逸。文。學。科。、佛。蘭。西。文。學。科。の。九。學。科。を。置。き。、各。三。箇。年。の。修。業。と。す。

理。科。大。學。に。は。數。學。科。、星。學。科。、物。理。學。科。、化。學。科。、動。物。學。科。、植。物。學。科。、地。質。學。科。の。七。學。科。を。置。き。、各。三。箇。年。の。修。業。と。す。

農。科。大。學。に。は。農。學。科。、農。藝。化。學。科。、林。學。科。、獸。醫。學。科。の。四。學。科。を。設。け。、修。業。年。限。は。各。三。箇。年。と。す。

醫。科。大。學。に。於。て。は。、別。に。國。家。醫。學。講。習。科。を。置。き。、四。ヶ。月。間。を。以。て。修。業。せ。し。め。、農。科。大。學。に。て。は。、實。業。者。を。養。成。す。る。爲。め。、更。に。農。學。科。、林。學。科。、獸。醫。學。科。の。乙。科。を。設。け。、各。科。三。箇。年。を。以。て。卒。業。せ。し。む。

大。學。院。學。生。の。在。學。期。は。五。箇。年。と。す。

學。年。は。、九。月。十。一。日。に。始。ま。り。、翌。年。七。月。十。日。に。終。る。冬。期。休。業。は。十。二。月。二。十。五。日。よ。り。一。月。七。日。に。至。る。二。週。間。と。し。、春。期。休。業。は。四。月。一。日。よ。り。同。七。日。に。至。る。一。週。間。と。し。、夏。期。休。業。は。七。月。十。一。日。よ。り。九。月。十。日。に。至。る。二。ヶ。月。間。と。す。

入。學。の。期。は。、每。學。年。の。初。、一。回。と。す。高。等。學。校。大。學。豫。科。を。卒。業。し。た。る。者。は。、其。の。志。望。學。科。の。屬。す。る。分。科。大。學。へ。入。學。を。許。可。し。、法。科。大。學。の。外。は。第。一。年。級。に。編。入。す。

入。學。志。願。者。の。數。、分。科。大。學。各。學。科。設。備。上。豫。定。の。人。員。に。超。過。す。る。と。き。は。、其。の。人。員。超。過。の。學。科。志。望。生。に。限。り。、假。入。學。を。許。し。、更。に。大。學。豫。科。中。の。課。目。に。就。き。、競。爭。試。驗。を。受。け。し。め。て。入。學。者。を。定。む。

入。學。を。願。ふ。者。は。、本。學。に。於。て。規。定。せ。る。書。式。に。準。じ。、分。科。大。學。長。に。願。出。づ。べ。く。、入。學。試。驗。を。要。す。る。者。は。、受。驗。料。金。五。圓。を。納。む。べ。し。既。に。入。學。の。許。可。を。得。た。る。者。は。、總。て。入。學。料。金。二。圓。を。納。め。、誓。式。を。行。ひ。、學。生。簿。に。記。名。し。、且。正。副。保。證。人。よ。り。在。學。證。書。を。差。出。す。べ。し。但。正。副。保。證。人。は。、共。に。丁。年。以。上。に。し。て。、東。京。府。内。に。居。住。し。、土。地。若。し。く。は。家。屋。を。有。す。る。もの。、又。は。、本。學。に。於。て。適。當。な。り。と。認。む。る。者。に。限。る。

各。分。科。大。學。卒。業。生。は。、其。の。學。科。に。隨。ひ。、法。學。士。、醫。學。士。、(藥。學。科。卒。業。生。は。藥。學。士。)、

工學士、文學士、理學士、農學士、(林學科卒業生は林學士、獸醫學科卒業生は獸醫學士)と稱することを得。元工部大學校卒業生の、爾來其の學修せる事業に従ふものは、帝國大學總長の認可を経て、工學士と稱することを得。

研究科は、分科大學卒業生、若しくは之と同等以上の學力ある者にして、其の專攻の學科を更に研究するもの、爲め、醫科大學、文科大學及理科大學に之を設く。研究の期限は、二ヶ年以内とす。但、願に依り延期することあるべし。

各分科大學課程中、一課目又は數課目を選びて專修せんと欲し、入學を願出づるときは、各級正科生に缺員あるときに限り、毎學年の始に於て、選科生として之を許可す。選科生は年齢十九年以上にして、選科主管の教授其の學力を試問し、所選の科目を學習するに堪ふると認むる者に限り、其の入學を許可する者とす。

學術優等品行方正なる學生を選びて、各分科大學の特待學生と爲す。特待學生は毎學年末、其の學年試業の成績に依り、帝國大學總長の認可を経て、各分科大學長之を定む。特待學生よりは、授業料を徴收せず。貸費は分科大學貸費及寄附貸費の二種とし、分科大學學生にして、特別保護を要

する學科を修め、學力優等品行方正にして、學費支辨の途なきものは、年額百二十圓以内を貸付するものとす。貸費を受けたる者は、卒業の上、其の貸費を受けたる年數と均しき期限以内に於て、之を月賦返納すべし。但、寄附貸費金は一ヶ年六分の利子を附して返納すべし。

本大學は文部大臣の主管に屬し、法醫工文理の五分科大學は本郷區元富士町、農科大學は荏原郡上目黒村駒場に在り。現任總長は菊池大麓にして、山川健次郎、松井直吉、辰野金吾、箕作佳吉、井上哲次郎、穂積八束、緒方正規等十二名の評議員を以て之を助け、二百四十餘名の教授、助教、講師、外國教師を以て、二千六百八十六名の學生生徒を養成せり。本年度一ヶ年の經費は、金七十一萬二千七百餘圓なり。

學 習 院

本院教育の要領は、入學の生徒をして天賦の機能を十分に暢達せしめ、我國の貴族たる本分を盡すに足るべき材徳を十分養成するに在り。

教科を區別して、初等學科、中等學科、高等學科、大學科、海軍豫科の五學科とし、各科に於て教授する課目を分ちて、左の十課とす。

國漢文課、數學課、理學課、藝術課、歐文課、歴史地理課、政學課、法學課、哲學課、武課。

修業年限は初等學科六ヶ年、中等學科六ヶ年、高等學科三ヶ年、通計十五ヶ年にして、尙大學科は三ヶ年、海軍豫科は三ヶ年とす。

入學の期は、前學年の終、即夏季休業中を例規とす。

本院は 天皇陛下の聖旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄に屬し、校舎は四谷區尾張町即ち赤坂離宮の西隣に在り。現任院長は近衛篤磨にして、三輪桓一郎、工藤一記、織田一、齋藤恒太郎、白鳥庫吉、大村仁太郎以下七十餘名の教授助教ありて、凡そ八百名の生徒を養へり。

華族女學校

本校教旨の要領は、藝倫を本として智識を發達せしめ、高尚の性情と健康の身體とを以て、上流の賢母良妻たるべき者を陶冶するに在り。

教科を大別して、小學科、中學科とし、更に小學科を小分して、初等小學科、高等小學科とし、中學科を小分して、初等中學科、高等中學科として、左の普通學諸科を教授す。

修身、國文、漢文、歐語、地理、歴史、數學、理科、家事、習字、圖畫、手藝、音樂、體操。

修業年限は、初等高等小學科は各三ヶ年、初等高等中學科は各三ヶ年にして、通計十二ヶ年の課程とす。

本校は 皇后陛下の令旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄に屬し、赤坂門の内にあり。現任學校長は細川潤次郎にして、下田歌子、淺岡一、佐野安、津田梅子以下四十餘名の教授助教及囑托教師を以て、凡そ四百名の生徒を養へり。

高等師範學校

本校は師範學校、中學校、高等女學校の學校長及教員たるべき者を養成し、兼て普通教育の方法を研究するを目的とす。

學科を分ちて、豫科、本科、研究科とし、修業年限は、豫科一年、本科三年、研究科一年とす。

今左に本校入學志望者心得を記載せむ。

第一 學科目及修業年限

- 一、豫科ノ科目ハ倫理、國語、漢文、英語、論理學、數學、音樂、體操トス
- 一、本科ヲ分チテ四學部トス
 - 本科第一學部ノ科目ハ倫理、教育學、心理學、國語、漢文、英語、獨語(又ハ佛語)、歴史、哲學、言辭學、生理學、體操トシ隨意科トシテ法制、經濟、音樂ヲ課ス
 - 但國語漢文ヲ主トスル者ニハ外國語ノ全部ヲ課セス外國語ヲ主トスル者ニハ國語漢文ノ全部ヲ課セス
 - 本科第二學部ノ科目ハ倫理、教育學、心理學、哲學、地理、歴史、法制、經濟、英語、生物學、體操トシ隨意科トシテ國語、漢文、獨語、音樂ヲ課ス
 - 本科第三學部ノ科目ハ倫理、教育學、心理學、數學、物理學、化學、哲學、英語、圖畫、手工、體操トシ隨意科トシテ獨語、生物學、音樂ヲ課ス
 - 本科第四學部ノ科目ハ倫理、教育學、心理學、植物學、動物學、生理學、礦物學、地學、農學、哲學、英語、圖畫、體操トシ隨意科トシテ化學、獨語、音樂ヲ課ス
- 一、研究科ノ科目ハ倫理學、教育學、教育制度、行政法、社會學、哲學、美學、實驗心理學、學校衛生學、專科教育、兒童研究、教育演習トス
- 研究科ニ入ル者ハ右ノ科目中ニ就キ少クモ五科以上ヲ選ビテ專攻シ卒業論文ヲ提出スルヲ要ス但教育演習ハ如何ナル場合ニ於テモ缺クコトヲ得ス

第二 入學試驗準備心得

當校生徒ハ通例一定ノ資格ヲ有スル者ニ就キテ試驗ヲ施シ撰拔スル者ナレトモ各自從前ノ修業區々其途ヲ殊ニスルヨリシテ本校ノ期望ニ合セザル者多シ仍テ茲ニ豫メ入學試驗ノ科目及程度ヲ定メ以テ入學志望者修業ノ指針トナス

- 一、豫科入學試驗ノ科目ハ試問、國語、漢文、英語、數學、地理、歴史、理科トス
- 試問ハ教育ニ關スル二三ノ問題ヲ出シテ之ニ答ヘシメ平素思想ノ傾向及精粗ヲ試ミルモノトス
- 國語ハ文法、解釋及作文ヲ含ミ就中文法ハ其全體ニ通シ特ニ普通文ニ於ケル應用ヲ能クスルヲ要シ解釋ハ普通文ニ就キ簡明ニ其意義ヲ說述シ得ルコトヲ要シ又作文ハ迅速精確ニ普通文ヲ作リ得、文字、熟語、語法等ニ誤謬ナキヲ要ス
- 漢文ハ論語、孟子、史記、通鑑要略ノ中ニ就キテ字義訓詁ヲ明ニシ其ノ意義ヲ簡明ニ解釋シ得ルコトヲ要ス
- 英語ハ簡易ナル英文(ヘニュー、ナシヨナル第五課本、サイエンス、プリマー、ペインター氏教育史ノ程度)ヲ甚シキ誤謬ナクシテ音讀シ之ヲ明瞭ニ解釋シ及ヒ其文意中緊要ナル文法上ノ説明ヲナシ得ルコトヲ要シ又平易ナル短篇ヲ甚シキ誤謬ナクシテ綴リ得ルコトヲ要ス
- 歴史ハ本邦史、東洋史、西洋史ヲ含ミ就中本邦史ハ最も詳密ナルヲ要シ而シテ時所ノ觀念ヲ精確ナルベク隨ヒテ各時代ノ範圍及特異ノ諸點ヲ記憶センコトヲ要シ又政治、文學、宗教、技藝ヲ論セス凡テ顯著ナル人物ノ事蹟ヲ詳ニセンコトヲ要ス
- 地理科ハ本邦地誌、外國地誌、及地文ヲ含ミ就中本邦地誌ハ最も詳密ナルヲ要シ又外國地誌ハ本邦ト親密ナル關係アル者ニ重キヲ置クベシ且少製圖法ノ大概ヲ心得ンコトヲ要ス

數學ハ算術、代數、幾何ヲ含ミ就中算術、代數ニ於テハ算法ノ理由ヲ了解スルト共ニ計算熟達シ且ツ日常問題ノ解法ニ於ケル其ノ適用ヲ能クスルコトヲ要シ又幾何ニ於テハ平面及立體幾何中ノ重要ナル定理ヲ暗記シ其應用ヲ能クシ且ツ簡易ナル面積及體積ヲ算定シ得ルコトヲ要ス

理科ハ物理、化學及動物、植物ヲ含ミ就中物理、化學ニ於テハ正確ニ其ノ學理ヲ會得シ且近易ナル應用問題ノ解答ヲ能クシ殊ニ化學ニ於テハ無機物ハ勿論普通ニシテ簡易ナル有機物ニ關スル知識ヲ備ヘンコトヲ要ス又動物、植物ニ於テハ一般ノ事實ヲ正確ニ會得スルハ勿論且ツ普通ノ種類ニ就テ實地解剖上ノ知識ヲ備ヘンコトヲ要ス

前記諸科目ニ於テ特ニ其程度ヲ明示セザルモノハ凡テ師範學校ノ程度ニ準ス

第三 入學及學資ニ關スル心得

豫科生ハ總テ寄宿舎ニ入ラシメ學資(食費)ヲ支給セラルルモ入學ノ際被服(色及ビ形トモ本校制定ノ服ニ近似ノモノ即紺色若シクハ黒色ノ背廣若シクハツヤケツ形)制帽、襪衣類、字書、筆墨硯紙等ヲ用意スルヲ要ス今被服、襪衣、字書等ハ從來所持ノモノヲ以テ用ニ充ツルモノトシテ其他ノ諸費即教科用圖書購入費、筆墨紙等學用品購入費、寄宿舎諸雜費等合計一ヶ月金三圓五十錢ヲ自辨スルヲ要ス

豫科ヲ卒業スルトキハ直チニ本科ニ入學セシム本科生ニハ學資トシテ食費ノ外ニ被服費ヲ支給セラルト雖モ豫科生同様毎月金三圓五十錢ヲ自辨スルヲ要ス

研究科生ハ本科卒業生中ヨリ學校長之ヲ撰拔シ文部大臣ノ認可ヲ經テ入學セシムルモノトス但舊東京師範學校中學師範學科初等中學師範學科卒業生ハ本文ニ準ジ入學ヲ許可スベシ

研究科生ニハ本科生ト同一ノ學資ヲ給與ス但別ニ定ムル所ノ規程ニ依リ私費ヲ以テ研究科ニ入學スルヲ許スコトアルベシ

學年ハ四月一日に始まり、翌年三月末日に終る。生徒の募集ハ每曆年の末に於てし、其の入學ハ每學年の始めに於てす。

生徒の定員を二百名とす。生徒は師範學校又は中學校高等女學校を卒業したる者よりして地方長官之を薦舉し、其中に就き選拔する者とす。但、補充の必要あれば、臨時生徒の缺員を募集し、試験の上にて入學せしむることあるべし。

師範學校中學校教員の缺乏を充たす爲め、特別の必要あるときは、專修科を置くことあるべし。專修科の學科課目及程度年限等は其都度之を定む。

前項目に據り、目下設くる所のものは、地理歴史專修科にして、二年七ヶ月を以て卒業せしめ、國語漢文專修科は二ヶ年を以て卒業せしむ。

師範學校、中學校教員ならむとする者にして、文科若くは理科中の一科或は數科目を選修せむとする者は、教授上の都合に依り選科生として入學を許す。

選科生の在學期限は二ヶ年以上四ヶ年以下にして、其教授料は毎月金二圓づゝ納めしむ。

本校は本郷區湯島三丁目に在り。學校長は伊澤修二にして、後藤牧太、元良勇次郎、千本福隆以下四十餘名の教授助教教授及囑托教師等ありて二百餘名の生徒を養へり。本年度の經費は金十四萬七千四百圓餘なり。

女子高等師範學校

本校は師範學校女子部及高等女學校の教員たるべきものを養成し、兼て女子普通教育及び幼兒保育の方法を研究するを以て目的とす。

教科を分ちて、文科、理科とし、修業年限は、各四ケ年とす。

文科 倫理、教育學、國語、漢文、外國語、歴史、地理、家事、體操。
理科 倫理、教育學、國語、外國語、地學、數學、物理、化學、博物、家事、圖畫、體操。

前項科目の外、習字、音樂を隨意科とす。

本校生徒は左の資格を有する者よりして、地方長官毎學年の終りに於て之を薦舉し、本校に於て試験の上更に選拔し、毎學年の始めに於て入學せしむるものとす。

- 一、身體健全品行方正にして教員たるに適當なりと認むる者
- 一、師範學校女子部卒業、修業年限六ケ年の官公立高等女學校卒業生、若くは之と同等の學力を有する者。

三、年齢十七年以上二十二年未満にして、夫を有せざる者。

生徒定員は凡二百名となす。但缺員あるときは臨時に募集することあるべく、尙前項に據らざる者にも、入學を許すことあるべし。

入學試験は國語、漢文、數學、理科、歴史の五科目に就て其の學力を考査し、體格及履歷を檢定するものとす。

入學試験及第者は四ケ月以内假りに入學することを許し、資性品行才能を審察したる上本入學を許すべし。但假入學中は自費たるべし。

本校は専修科生、及撰科生を置き、一科若しくは數科目を選びて學修せむとする者には、教授上差間なき場合に限り、入學することを得しむべし。

本校は本郷區湯島三丁目にあり。學校長は高嶺秀夫にして、南摩綱紀、飯盛挺造、岩川友太郎、瓜生繁、野口保興、加藤錦以下二十餘名の教授助教及囑托教員等ありて凡そ二百餘名の生徒を養へり。

陸軍大學校

本校は高等兵學を教授し、參謀其の他樞要の職務に充つべき者を養成する所とす。本校學生は左の資格を具ふる者より選拔す。

各兵科の中少尉にして二年以上上陸務に服し、身體健強、勤務精勵、氣節ありて識量に富み、學術才幹卓越

にして判断力を有し、將來充分發達の見込ある者。
修學年限は三ヶ年とす。

學生の候補者は、其の隊附屬の聯隊長これを選抜して名簿を製し、順次所管の長官に呈し、同長官は取捨して順次選拔名簿を製し、毎年三月盡日限り參謀總長に進達す。參謀總長は、學力の檢定を行はんが爲め委員を設け、初審及再審を経て入學を決定し、陸軍大臣、之に入學を命ずべし。

本校は、參謀本部に屬し、東京青山に在り。學校長は陸軍少將上田有澤にして、井口省吾、東條英教等四十餘名の教官あり、數十名の生徒を養へり。

士官學校

本校は陸軍各兵科現役士官候補生を以て生徒となし、初級士官たるに必要なる教育を施す所とす。

生徒の修學期は、毎年十二月一日より翌年十一月下旬に至る十二箇月とす。

學費は、一切官給たるべし。

生徒は、情願を以て退校するを許さず。

生徒中、左の事項に該る者は、退校せしむ。

- 一 學術の豫習全からずして、實際修學の識力に乏しく、卒業の目途なき者。
- 二 軍紀を棄り、又は、屢、法則を犯す者。
- 三 品行不正にして、改悛の目途なき者。
- 四 傷疾疾病に依り、修學に堪へざる者。
- 五 卒業試験に落第せし者。

昨年度に於て、採用せる士官候補生は、凡五百五十名とす。志願者學科試験格例は左の如し。

讀書	漢文(白文訓點)。
作文	序、記、論、說(漢字交り文)。
數學	算術、代數、平面幾何、立體幾何、平面三角。
地理	日本、外國、及日本地文學。
歴史	日本、外國。
博物	生理及衛生、動物、植物。
物理	力學、物質論、熱學、音學、光學、越歴學、磁氣學。
化學	無機化學。

中篇 各學校の規則

圖 幾何圖。

畫 自在畫。

外國語學 英語、或は佛語、獨逸語（和文歐譯、歐文和譯）。

左に記する者は採用せず。

身長五尺に満たざる者。

妻あるもの。

本人並に父若くは戸主復権を得ざる家資分産者、及び身代限りの處分を受け辨償の義務を終へざる者。

禁錮の刑に處せられたる者、及び賭博犯の處分を受けしもの。

年齢を算するには、明治十年一月より同十五年一月までに出生の者に限るべし、入學願書には戸籍及び履

歴書誕辰證書を添へ、成規の書式に基きて地方長官に差出すべし。

本校は、牛込區市ヶ谷加賀町に在り。學校長は陸軍大佐高木作藏にして、小倉政二、中金政二郎、安達松太郎等百十餘名の教官ありて凡そ六百名の生徒を養成せり。

中央幼年學校

中央幼年學校は、陸軍地方幼年學校卒業者を以て生徒と爲し、地方幼年學校の教育に連繫して、士官候補生たるに必要な普通學科、及軍人の豫備教育を爲し、

陸軍各兵科士官補生と爲すべき者を養成する所とす。

修業年限は二十ヶ月にして之を二學年に分つ。

當三十三年に於て採用せる生徒定員は、約、二百名にして、其志願者の學科試験格例は左の如し。

讀 書 漢文(白文訓點)。

作文 書牘(通俗文)記事(漢字交り文)。

數學 算術、代數(整數四則より一元六次方程式に至る)。平面幾何(初歩)。

地理 日本、支那、朝鮮。

歴史 日本、支那。

物理 初歩。

化學 初歩。

圖 幾何圖。

畫 自在畫。

外國語學 英佛獨の中一種(歐文譯解)。

試験の程度は概り中學校二年級卒業の學力に比準す。

左に記する者は採用せず。

年齢十一年未滿は身長四尺七寸、十七年未滿は四尺八寸、十八年未滿は四尺九寸に満たざる者。

第一章 官立諸學校

妻ある者、以下士官候補生と相同じ。

生徒たらしむことを志願する者には、本籍又は、寄留地の郡市区役所へ願書を出ださしむ。

毎年三月下旬若しくは、四月上旬に於て、各地方へ試験官を派出し、幼年生徒志願者の試験を行ひ、此の試験に合格せし者の内より選抜して、九月一日に入校せしむ。現任校長は歩兵中佐伊崎良熙にして、小倉政二、牧瀬五一郎、松島鉦四郎以下五十餘名の教授を以て二百名の生徒を養成せり。

東京陸軍地方幼年學校

陸軍地方幼年學校は、陸軍將校に出身志願の者を選抜して生徒と爲し、軍事上の必要を顧慮して、普通學科を教授し、軍人精神を涵養し、陸軍中央幼年學校生徒と爲すべし者を養成する所とす。

生徒修學期は三十六ヶ月とし、之を三學年に分つ。

生徒は總て校内に寄宿せしめ、自費生徒は、被服糧食等の費用として、若干の納

金をなすものとす。

生徒中、特待生、半特待生と稱するものあり、其の人員及區分は、陸軍大臣之を定む。

卒業試験を終れば、校長は、各教官生徒監を集め、會議を開き、成績を調査し、考科列序を定め、教育總監の認可を請け、及第者に卒業證書を附與す。

教育總監は、地方幼年學校長をして、前條卒業者に中央幼年學校へ入學を命ぜしむ。

前條の生徒は、中央幼年學校に入校の期日に至る迄、休暇を與へ、歸省又は他行を許すことを得。但此間に於ける生徒の身分は、地方幼年學校に屬す。

尙、昨年度の入學者は、約五十名にして、其の年齢は、明治十六年十月より同十九年十月までに出生の者に限られたり。

現任校長は、歩兵少佐關谷銘二郎にして、谷口、高田、石田、佐藤、安西等二十名の教官あり。

陸軍戸山學校

本校は學生に、戰術、射撃、體操並に、劍術の訓練を爲し、以て各隊教育の進歩を圖り、常に諸科學術の調査研究をなし、且携帯火兵の研究、及試験を行ふ所とす。

學科を分ちて戰術科、射撃科、體操、劍術科の三科となす。戰術科は歩兵、大中尉を以て學生とす。但時宜に依り歩兵少尉を以て其の學生と爲すとあるべし。射撃科は歩兵士官及下士を以て其の學生となす。體操及劍術科は歩騎砲工輜重兵科の士官下士を以て其の學生とす。

學期は、各科共、概五ヶ月にして、毎年二回入學せしむ。學生士官は校外に、其の下士は校内に居住せしめ、所要の兵器書籍器具消耗品は貸與又は支給すべし。

本校は牛込區若松町にあり。現任校長は歩兵大佐依田廣太郎にして、梶原、猪狩、山本以下二十餘名の教官あり。

陸軍砲工學校

陸軍砲工學校は、砲工兵科の少尉を以て學生とし、砲工兵各科の勤務に必要な學術を教授する所とす。但、少尉にして入學し得ざる者は、中尉、大尉に進級の後に在りても、學生となすことを得。

學生の修學期は、概ね一箇年とし、之を普通科と稱す。

普通科を終りたる學生中より、各兵科毎に、三分の一以内を選抜し、更に一ヶ年在學せしめ、尙須要なる學術を修めしむ、之を高等科と稱す。

學生は、校外に居住せしめ、修學に所要の馬匹、馬具、書籍、器具は、貸與することを得。

高等科卒業中、學術優等の者若干名を選び、員外學生として、更に一ヶ年間必要なる學科を研究せしめ、又は、外國留學を命ずることを得。

毎年、學生に、三週間以内の夏期休暇を與ふることを得。

現任校長は陸軍少將石本新六にして、平山、牧野、武田以下三十餘名の教官あり。

陸軍騎兵實施學校

陸軍騎兵實施學校は、學生に、戰術及馬術の訓練を爲し、以て各隊教育の進歩を圖り、常に諸科學術の調査研究を爲し、且乘馬具及馬匹器具の研究並試驗を行ふ所とす。

學生を分ちて、戰術科、馬術科の二種とし、其の修學期は、各科概ね十一ヶ月とす。現任校長は騎兵大佐秋山好古にして、五名の教官を以て、毎年一回二十五名の士官、下士等を養成せり。

陸軍經理學校

本校は陸軍監督補陸軍軍吏及陸軍縫工下長靴工下長と爲すべき者を養成する所とす。

監督教科の修學期は二ヶ年、軍吏教科は一ヶ年、陸軍縫工下長及靴工下長と爲すべきもの、修學期を一ヶ年とす。

本校は、經理局長之を管理す、現任校長は一等監督坂田嚴三にして、藤村以下七名の教官あり。

陸軍軍醫學校

陸軍軍醫學校は、學生の練習、生徒の養成、及兵衣、兵食、兵營、兵器等の軍陣衛生に關する試験を行ふ所とす。

學生は各部隊附の衛生部士官を分遣して之に充て、其の特科を練習せしむ。但し、時宜に依り二等軍醫正に練習を命ずることあるべし。

生徒は華士族平民中、醫術開業免狀又は藥劑師免狀を所持し、衛生部現役士官に出身志願の者を選抜して採用す。

學生の練習期は四ヶ月以内とし、生徒の教成期は一ヶ年以内とす。

學生及生徒は校外に居住せしめ、其の課業に關し所要の書籍、器具、消耗品は貸與又は支給することあるべし。

現任教官は岡田國太郎、長谷川春朗、芳賀榮次郎以下八名あり。

陸軍獸醫學校

陸軍獸醫學校は、生徒に獸醫部初級士官たるに必要な教育を爲し、士官學生下士學生に各専門の學術を練習せしめ、兵卒學生に蹄鐵工下長たるに必要な教育を爲す所とす。

生徒は獸醫免許規則（二十三年八月二十八日官報参照）第二條第二項第三項若くは第四項に該る者にして、獸醫部現役士官に出身志願の者を選抜して採用す。

士官學生は獸醫部士官、下士學生は騎兵砲兵輜重兵蹄鐵工長同下長、兵卒學生は騎兵野戰砲兵隊の蹄鐵工卒を分遣して之に充つ。

學生の學期は士官に在ては概ね五ヶ月、下士に在ては概ね三ヶ月、兵卒に在ては概ね九ヶ月とす。生徒の學期は十八ヶ月とす。但帝國大學農科大學獸醫學科卒業者に在ては其學期を三ヶ月とす。

現任校長は騎兵少佐橋本謙二にして、目下十一名の教官あり。

陸軍教導團（參考）

本團は華士庶平民中、歩兵、騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科下士に出身志願の者を選抜して生徒と爲し、下士たるに必要な教育を施すを以て目的とす。

本團生徒の教育は之を分て教授及訓育とし、毎年採用すべき生徒の人員は其の時々陸軍大臣これを定めて乃ち教育總監に移すものとす。但昨年は千三百人の生徒を募り、其の年齢は明治五年七月より同十三年七月までに出生の者に限られたり。

生徒修業中は被服食料は官費とし、學科用書籍材料は官給若くはこれを貸與し、手當金として若干を給す。

學期は毎年十二月に始まり、修業年限は左の如し。

歩兵科	十四ヶ月	工兵科	十八ヶ月
騎兵科	十六ヶ月	輜重兵科	十六ヶ月
砲兵科	十八ヶ月		

學期末に於て生徒の終末試験を施行す。この試験に及第せし者には、本團教則卒業證書を交附して二等軍曹に任ずべし。

本團は陸軍監軍部に隸して、千葉縣國府臺に設けられ、現任教導團長は歩兵大佐小畑蕃にして、二百餘名の教官を以て一千餘名の生徒を養成せり。

海軍大學校

本校は海軍將校、及機關官に高等の學術を教授する所とす。

學科を分ちて將校科、機關科、選科の三とし、將校科中の砲術水雷術航海術は、

生徒をして其の一科を専修せしむ。

修業年期は將校及機關官は一年半にして軍醫官は一年とす。

本校は京橋區築地にあり。學校長は海軍中將柴山矢八にして、目下十九名の教官あり。

海軍兵學校 (參考)

本校は海軍將校となすべき生徒を教育する所とす。

學科を分ちて、砲術、水雷術、運用術、航海術、機關術及普通學となし、修業年

限は三ヶ年とす。

生徒は年齢滿十六年以上滿二十年以下にして、海軍將校たらんことを望む者に就き、身體検査及び學術試験を爲し、其の合格者より成績に従ひ、所要の人員を採用す。但し左の一項に該る者は志願者たるを得ざるものとす。

- 一、 有妻の者
- 二、 禁錮以上の刑に處せられ、又は賭博犯の處刑を受けたる者
- 三、 復権を得ざる家資分散者、破産者、及身代限の處分を受けて負債の辨償を終へざる者、若くはの相續人

生徒は入校の日より之を海軍兵籍に編入し、情願を以て中途に退校するを得ざらしむ。

本校は廣島縣下江田島にあり。學校長は海軍少將河原要一にして、教頭富岡定恭以下四十名の教官あり。

海軍機關學校 (參考)

本校は海軍機關官と爲るべきものを教育する所にして、海軍少機關士候補生に技

術を専修せしむる所とす。

學科は、機關術、水雷術、及普通學とし、修業年限は三年四ヶ月にして、入學生徒の年齢及其の體格、學力、資格、入學手續書式等は、總て兵學校に異なることなし。

本校は横須賀に在り。學校長は機關總監湯地定監にして、教頭植山徳藏以下十四名の教官あり。

第一高等學校

高等學校は、専門の學科を教授し、又帝國大學に入學する者の爲め豫科を授くる所とす。但第一高等學校には、當分醫學部及大學豫科のみを置かるゝことゝなれり。

大學豫科を三部に分つ。其の第一部は法科及文科を望む者の爲め、其の第二部は工理科農科（獸醫科を含む）を望む者の爲め、其の第三部は醫科志望者の爲めに

課するものとす。

大學豫科の第一部の學科は左の數科とす。

倫理 國語及漢文 外國語 歴史 地理 數學 物理 動物及植物 論理 經濟通論
法學通論 體操

其の第二部は左の如し。

倫理 國語及漢文 外國語 數學 物理 化學 動物及植物 地質及礦物 圖畫 測量
體操

其の第三部は左の如し。

倫理 國語及漢文 外國語 數學 物理 化學 動物及植物 羅旬語 體操
(英語若くは佛語は隨意科とす)

修業年限は、大學豫科は三ヶ年にして、醫學部は四ヶ年なりとす。

學年は九月十一日に始まり、翌年九月十日に終る。

入學の期は毎年七月とす。

大學豫科第一年級に入學を許可する者は、中學校を卒業し、品行方正、身體壯健なるものとす。

入學志願者の數、豫定人員に超過するときは、其の人員超過の學科志望者に限り、入學試験を施行す。但、豫定人員は、法科、醫科、工科、文科、理科、及農科の各志望學科につき、毎年入學期に先ち之を定む。

入學試験は、中學校卒業の程度に依り、左の學科に就き、期を分ち之を施行す。

- 第一期 倫理 國語漢文 習字 外國語 數學
- 第二期 歴史 地理 圖畫
- 第三期 博物 物理 化學 體操

入學試験の各期の終りに於て不合格と確定したる者には、次期より試験を受くることを許さず。

入學志願者は、指定の期日に本校へ出頭し、定規の入學願書用紙に記名調印し、中學校を卒業して第一年級に入らんとする者は、中學校長の證明書を添へ、本校入學志願者の數、豫定人員に満たざる場合に、中學校を卒業せずして、入學を望む者は、學業履歷書及東京市公民たる保證人二名の品行に關する保證書を差出すべし。入學試験料は金三圓とす。

總て入學の許可を得たる者は、入學料金一圓を納むべし。

入學志願者は、左表の學科に就き、入學の上修めんとする志望學科を選定し、之を願書に記載すべし。

學科

入學試験の外國語

- 第一部英法科 (法科大學へ進入の上英法科を兼修する者及政治學科を修むる者の豫科) 英 語
- 第一部佛法科 (法科大學へ進入の上佛法を兼修する者の豫科) 英 語
- 第一部獨法科 (法科大學へ進入の上獨法を兼修する者の豫科) 英 語
- 第一部文科 英 語
- 第二部工科 英 語
- 第二部理科 英 語
- 第二部農科 英 語
- 第三部醫科 英 語

入學の許可を得たる者は正副保證人連署の在學證書を差出すべし。正副保證人は東京市内の公民にして、生徒の親戚、又は父兄の朋友、若くは同郷者にして、保證人たるに足り、且つ修學上に關涉し、一切の事を引受くるに足るべき者に限るべく、

然らざれば豫め願ひの上にて本校に於て、適當と認むるものに限るべし。

生徒は本校制定の被服を着用すべし。

授業料は、一學年に付金二十圓とし、七月八月を除き、毎月缺課の有無に拘はらず、月割を以て之を徴收す。

寄宿寮は、本校生徒をして人員を限り寄宿せしむる所とす。但、新入學生は、學級に拘はらず、一學年間入寮すべきものとす。

寄宿料は一ヶ月金七十錢とし、食料は時價に隨ひ別に定むる所に據る。

生徒にして教科用書を借受せんとするときは前以て貸附料を納付すべし。貸付料は一學期毎に其の原價又は評價額の一割とす。

本校は本郷區駒込追分町にあり。現任校長は狩野亨吉にして、今村有隣、高津鐵三郎、山井幹六、小島憲之以下、七十餘名の教授、教師等を以て、一千餘名の生徒を養成せり。本年度の經費は金八萬八千六百餘圓なり。

尙、本校の醫學部は千葉町に設けられ、主事長尾精一以下十五名の教授ありて、四百餘名の生徒を教授せり。

第一高等學校に入らんと欲する志願者の爲めに、入學志願者と入學者との比例を次に示すべし。(但二三年前の調査に係る)

大學預科	志願者	四五二名	入學者	二二三名
醫學科	同	一九五名	同	八九名
又其の入學者二百三十三名に就きて、入學前に於ける修業學校の種別をなすときは、左の如く、最も多きは他の高等學校より轉學する所のものと、官公私立中學校より入學するものなりといふ。				
中 學 校	大學預科入學	七一	醫學部入學	四一名
他高等學校	同	一二八名	同	一名
公私立學校	同	二二名	同	四五名
再入學等	同	一二名	同	二名

又其の生徒が卒業の後、如何なる方針を執るかといふに、大學豫科生は法料大學に入る者最も多く、これに次げるは醫科にして、又其の次は工科なりとす。

法料大學	七四四名	醫科大學	三三九名	工科大學	二五五名
文科大學	二〇八名	理科大學	二五六名		

第一高等學校の醫學部に於ける卒業生は、自宅開業をなす者最も多く、公私立の

病院に雇はる、者これに次ぎ、陸軍藥劑官となる者は又これに次げり。

- 自宅開業 一二〇名 公私立病院 三九名 軍醫官及藥劑官 二六名
- 大學醫員 三名 學校教員 三三名 警察醫及監獄醫 四名
- 醫科大學入學 三名 海外留學 一名 研究 中 一三名

高等商業學校

本校は商業上必要なる高等教育をなす所とす。

本校修學年限は、豫科を一ヶ年とし。本科を三ヶ年と定む。

豫科にて授くる所は、商業道德、書法、作文、數學、簿記、應用物理學、應用化學、法學通論、英語、佛西獨伊清露韓語の内一語、及體操にして、本科に於て授くる所は、商業道德、商業文、商業算術、商業地理、商業歴史、簿記、機械工學、商品學、經濟、財政、統計、民法、商法、國際法、英語、佛西獨伊支露韓語の内一語、商業實踐、并に體操とす。

入學の期は毎學年の始とす。本校に於て適當と認めたる公私立中學校の卒業生にして該校長の保證ある者は試験を要せず豫科に入學を許すことあるべし。その他、

官公立學校にして、普通學の程度、中學校と同等以上と認めたる學校の卒業證書を有するものはこれに準ず。

豫科入學志願者にして、前に掲ぐる者の外は、年齢滿十七年以上、身體強健、品行方正にして、左の試験に合格すべし學力を有する者たるべし。

- 和漢文 副點、解釋 書法 楷行草三體
- 作文 公私用文、記事論說文の内、數學 算術、代數、幾何(平面、立體)三角術初歩
- 地理 内外國 歴史 内外國
- 圖畫 自在畫、用器畫 體操 物理
- 化學 書取、會話、反譯

入學試験は中學校卒業の程度に據る。大學豫科の卒業證書を有する者は試験を要せず、本科第一等級へ入學を許すべし。

入學志願者は受験料として金三圓を入學願書に添へて納付すべし。但無試験入學者は金一圓五十錢を納むるものとす。入學の許可を得たる者は保證人二名を立て其の年九月十日迄に規定の誓書を提出すべし。保證人は、俱に丁年以上の男子にして、市内に一家を立つる者たるべし。

授業料は、一學年豫科金二十圓、本科金二十五圓と定め、每學年九月、二月の二期に分ち、指定の日に於て其の半額づゝを前納せしむ。

本校學生生徒の學力優等品行方正にして學資支辨の途なき者は、本人の願意と校長の認定とに由り、一ヶ年金百圓以内の學資を貸給することあるべし。學資の貸給を受けたる者は、卒業後業務につきたる翌月より起算し、貸給を受けたる月數に二倍せる期限内に於て、其の貸給金額を月割を以て之を本校へ返納すべし。又貸給を受けたる者は、卒業後従事すべき業務及俸額等に對し、貸給金額を完償するまでの間、校長の指令に従ふべき義務あるものとす。

本校に於て定めたる教科用圖書にして本校に數部を備ふるものは、學生生徒に貸付すべし。

本校は神田區一ツ橋通町に在り、現任校長は駒井重格にして、石川巖、高橋二郎、祖山鍾三等四十餘名の教授及助教ありて、五百餘名の生徒を養成せり。尙、其の卒業生徒に就きて、就職の事業を示すに、會社に雇はるゝ者最も多く、銀行之に次ぎ、官廳、學校、商店の務に従事する者は、殆ど相匹敵せる有様なりとす。

會社	二七四	銀行	一四六	官廳	八八
教員	七三	自家營業	五〇	商店	八六
海外留學	一四	兵役	九	取引所商業會議所其他	一三
専攻部在學	一七				

同附屬 商業教員養成所

本所は商業學校及商業補習學校の教員たるべきものを養成するを以て目的とす。修業年限は二ヶ年にして、授業料を徴收せず、在學中學資を補給す、但、生徒卒業の後、學資の補給を受けたる年限に一ヶ年を加へたる期間實業學校の教職に従事すべき義務あり。

入學は、師範學校、中學校若くは甲種以上商業學校卒業生にして、地方長官の推薦したる者より選抜し、推薦生募集人員に満たざる時は、年齢滿十七年以上にして入學試験に合格せる者より選抜す。

本所は高等商業學校に附屬し、同校教授水島鐵也其の主任たり。生徒の現員は三十名あり。

東京工業學校

本校は工業に従事すべきもの、爲めに必要なる學理及技術を教授する所とす。
 學科を分ちて、染織科、窯業科、應用化學科、機械科、電氣科、工業圖案科の六科となす。

各教科の修業年限は三ヶ年とす。生徒卒業の後、尙一ヶ年以上、現業實習として本校の監督を受け、製造所は又は實業者に就き、職工の業を執らしむるものとす。
 入學の期は毎學年の始にして入學者は、左の資格を具ふるを要す。

- 年齢 滿十七年以上滿二十五年以下
- 品行 善良なる者
- 身體 强健なる者

資格 工業者の子弟、又は將來工業に従事せんとする志望の鞏固にして入學試験に合格する者
 入學試験期日は四月一日より中學校卒業の入學志望者入學願書を受理するに始まり、七月十三日一般入學志望者の學科試験完結に終る。而して試験は中學校卒業生にして入學を望む者、在地方の者は當該中學校に依囑して之を行ひ、在東京の者及一般入學志望者に在ては本校に於て之を行ふ。

入學試験課目 入學者は中學校卒業生にして、左記學科の入學試験に合格するを要す。

英語 數學 物理及化學 圖畫
 前項入學試験に合格する者募集人員に滿たざるときは、一般入學志望者に就き左の課目の試験を行ひ、合格者を以て之を補ふ。但其の試験は中學校卒業の程度に依る。

國語 英語 算術 代數 幾何
 三角法 博物 物理 化學 圖畫 自在畫 用器畫
 學資概算 本校生徒在學中、實修工場に於て實驗上要する諸般の器具、機械類、並金屬、木材、藥品等の材料は、貸付若くは使用せしむるを以て、生徒の自辨すべき學資の概算は、凡そ左表の如し。

種別	年別	第一	第二	第三	計
授業料、書籍、器具消耗品等		四五、〇〇〇	三八、五〇〇	三八、五〇〇	一一一、〇〇〇
制服 靴 代 等		二四、五〇〇	一五、五〇〇	一五、〇〇〇	五五、〇〇〇
下宿料、諸雜費		九六、〇〇〇	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇	二八八、〇〇〇

合	計			
一	一六五、五〇〇	一五〇、〇〇〇	一四九、五〇〇	四六五、〇〇〇
ヶ	一三、七九一	一一、五〇〇	一一、四五八	一一、九一七
月				
平				
均				

備考

表中掲ぐる所の金額は、物價の高低に依り増減あるべし。

授業料は、明治三十三年九月以降、毎年九月一月四月の三期に於て、始業日より一週間に納付せせしむ。

下宿料は、各期休業中も、府下に下宿するものと見做し、一ヶ年十二ヶ月分を算出せり。

その他、入學前に於ては試験料として金二圓を要す。

本校は淺草區藏前片町に在りて地積一萬千四百七十七坪餘を有し、隅田川に瀕し、構内二條の入堀ありて製造の原料、石炭の運搬等に便なり。教室、事務所、各科實修、工場等、百般の設備具はらざるはなし。

現任校長は手島精一にして、阪田貞一、高松豊吉、以下六十餘名の教授助教授講師等を以て、三百四十七名の生徒を養成せり、一ヶ年の經費は凡そ金七萬圓餘とす。

す。

又本校の卒業生が就職の狀況を尋ぬるに、其の最も多きは私立工場にして、學校教員たる者之に次ぎ、官廳に奉職する者これに次げり。

同附屬工業教員養成所

本所は工業學校、徒弟學校及工業補習學校の校長教員たるべきものを養成し、兼て工業教育の方法を研究するを以て目的とす。

學科を分ちて、本科及速成科とし、更に再別して左の數科とす。

本科 金工科、木工科、染職科、蒸餾科、應用化學科、工業圖案科

速成科 金工科、木工科、染色科、機械科、陶器科、漆工科、

修業年限は本科三ヶ年にして、速成科は二ヶ年以内とす。

本所は入學試験料及授業料を徴收せず。尙一ヶ月金六圓の學費を補給すと雖も、假入學又は休學の間は學費を給せず。

主任は中川謙二郎にして、七十六名の生徒を養成せり。

東京商船學校

東京商船學校は航海、運用、機關に關する學術技藝を教授し、高等の船舶職員たるべき者を養成する所とす。

本校生徒は在學中並に卒業後とも海軍士官の豫備員にして、一定の規則によりて服役するものとす。

教科を分ちて、航海科、及機關科の二とす、修業年限は航海科五ヶ年、五ヶ月、機關科五ヶ年となす。

航海科

航海術、運用術、測量術、海上氣象學、法律、造船學、技業（以上本科）商業地理、

機關術大意、船内衛生法、救急醫術、數學、外國語、和漢文、兵式體操（以上補科）航海實習

機關科

機關術、機關算法、機械學、製圖、技業（以上本科）船内衛生法、救急醫術、物理、化學、

理財、數學、外國語、和漢文、兵式體操（以上補科）工術實習、機關運轉實習

入學の期は毎年二月七月と定む。生徒は年齢十五年以上二十一年以下にして、體格検査及學科試験に合格したる者に限る。體格試験の合格者に非ざれば、學科試験を行ふことなし。學科試験の科目は左の如し。

數學、英語、和漢文、物理、地理、歴史

凡そ學生は決して退學を願ふを許さず。自費生は在學中の經費は總て之を自辨し、貸費生は之を本校より貸與する者とす。貸費生卒業の後、貸與金の還納を了る迄は、本校指命の業務に従事し、毎月俸給高十分の一以上の金額を以て、本人若くは保證人より其の貸與金を還納せしむ。自費貸費に拘らず、試験料、授業料、及校費を徴收せず。

入學者をして成業後の結果を知らしめむが爲め、茲に本校卒業生の職務を示すと左の如し。

船長	月給七十圓乃至百五十圓	運轉手	月給二十圓乃至六十圓
機關手	同二十五圓乃至百四十圓	水先人	收入月給額五百圓
海軍大尉	高等官	同少尉	高等官
商船學校教授	高等官	同助教	判任官
船舶司檢官	高等官	同司檢官補	判任官
官廳技師	高等官	同技手	判任官
航業會社員			

本校は遞信省の管理に屬し、京橋區靈岸島銀町二丁目に在りて、隅田川と相望め

り。現任校長は海軍大佐平山藤次郎にして、浦野喜三郎、松本安藏、荒川重秀以下二十餘名を以て、二百六十名の生徒を養成せり。

東京郵便電信學校

本校は郵便電信に關する必須の教育を施し、將來郵便電信業務に従事すべき者を養成するを以て目的とす。

教科を區別して、郵便科及電信科の二科に分ち、郵便科に於ては、郵便電信に關する特殊の學藝、及其處務の方法を教授し、電信科に於ては電氣に關する技術、及電信處務の要領を教授す。修業年限は各二ケ年にして、學科課程は左の如し。

郵便科

作文、數學、英語、法律、郵便電信行政、内國郵便、外國郵便、爲替貯金、出納事務、兵式體操、及隨意科としての佛語。

行政科

電信科 作文、數學、英語、圖學、電氣學、電信工學及電話、電氣及電信技術、電氣實驗、内國電信、外國電信、兵式體操。

入學は毎學年の終りに於てす。學年は四月一日に始まり翌年三月末日に終る。試験課程は左の如し。但し中學校の卒業證書を有する者は入學試験を受くるを要せ

ず。

英語、和漢文、物理化學、内外國地理、内外國歴史、數學等

試験應募者は年齢十六年以上二十年以下の者たるを要す。本校にては俊秀の生徒を選び、毎月金八圓の學資を給し、又、成績優良なるものをば特待生として、一ケ月金五圓を給す。

生徒は都て授業料を課せず、被服、書籍、器具等は一切本校より貸附すべし。

本校は逓信大臣の所轄にして、芝公園内に在り。現任學校長は湯川寛吉にして、神田選吉、宍戸省三、新居練三以下二十名の教師を以て百五十七名の生徒を養成せり。

東京美術學校

本校は繪畫、彫刻、美術、工藝の諸科を置き、各科専門の技術家、及び普通圖書の教員たるべき者を養成する所とす。

教科を分ちて、各本科、及豫備科とす。豫備科は各本科に入るの前に履修せしむ

る所にして、臨畫、寫生、造型、理科、歴史、美學及美術史、書學、體操にして一ケ年の課程とす

本科は繪畫科、彫刻科、美術工藝科の三科にして、美術工藝科又分ちて彫金科、鍛金科、鑄金科、及蒔繪科の四科とす。各科の修業年限は四ケ年にして、學科課程は左の如し。

- 繪畫科 臨模、寫生、新案、圖案法、用器畫法、美術解剖、考古學、歴史、美學美術史、教育學、建築裝飾術、製作實習、卒業製作、體操
- 彫刻科 模刻、寫生、新案、圖案法、圖案實習、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、彫造手訣、各種材料手法、建築裝飾術、製作實習、卒業製作、體操
- 彫金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、彫金圖案、卒業製作、體操
- 鍛金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、考古學、鍛金圖案、卒業製作、體操
- 鑄金科 工場實習、造型、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、鑄金圖案、蠟型、卒業製作、體操
- 蒔繪科 工場實習、調漆法、圖案法、繪畫、漆工史、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、鑄金圖案、卒業製作、體操

入學の期は毎學年の初め即九月とす。入學志願者は本校に於て入學試験を受くる者と道廳府縣の特選に係る者との二種とし、年齢滿十六年以上滿廿五年以下にして、品行善良、身體強健にして、左の試験課目に合格する者とす。書と彫刻とは受験者に於て適宜其の一を選ぶを得しむ。

- 讀書 和漢文 漢字交り文
- 算學 算術及平面幾何 地 理 日本及萬國地理大要
- 歴史 日本及支那歴史大要 物理學及化學 大要
- 臨畫及新畫 流派及材料を問はず 彫刻構造及彫刻圖案 全上

入學志願者は試験料金一圓を納むべし。授業料は一學年金十圓とし、該金額は九月十一月二月四月の初旬に於て本校收入官に分納すべし。

教科用圖書、繪畫彫刻技術工藝用の小道具、及繪具筆紙等は、生徒各自の自辨たるべく、實技上重要な器品は本校より貸付すべし。

又本校生徒に就て學科の區別を示すときは即ち左の如し。

- 繪畫科 六〇 美術工藝科 三五 彫刻科 二〇
 - 豫備科 三二 撰 科 八四 研究科 二四
- 又其の入學志願者の九十五名に對する所の實地入學者は四十八名にして、生徒卒

業後の就職種別は左の如し。

自家營業	三五	普通學校教員	一九	技藝學校教員	一四
會社	一	官吏	二	兵役	三

本校は文部大臣の所轄に屬して、上野公園内に在り。現任校長は久保田鼎にして、川端玉章、高村光雲、黒田清輝以下四十餘名の教授助教ありて二百八十六名の生徒を養成せり。

東京外國語學校

本校は明治三十二年四月高等商業學校より分離し、専ら外國の語學を授くる所とす。

學科を分ちて、正科及特別科とし、英、佛、獨、露、西、清、韓の國語を教授し、修業年限は、正科三ヶ年、特別科三ヶ年以内とす。

入學は、毎年九月とす、中學校卒業生は、試験を要せずして入學せしめ、志望者の數、募集人員に超過するときは、外國語、國語、漢文を試験して、その成績により

入學せしむ。

學費は、入學試験料二圓乃至三圓とし、授業料は正科一ヶ年二十圓、特別科一ヶ年一圓とす。

本校は神田區一ツ橋通町にあり、現任校長は神田乃武にして、淺田、吉田、松本、山崎以下十六名の教授助教ありて、二百八十四名の生徒を養成せり。

東京音樂學校

本校は汎く音樂専門の教育を施し、善良なる音樂教員、及音樂師の養成に従事する所にして、明治三十二年四月高等師範學校より分離せり。

教科を大別して豫科本科とし、更に本科を小別して師範部專修部の二部となす。修業年限は豫科一ヶ年、師範部二ヶ年、專修部三ヶ年の規程にして、左の課目を履修せしむ。

- 豫科 倫理、唱歌、洋琴、音樂論、文學、英語、體操、舞蹈等。
- 本科 倫理、聲樂、器樂、(風琴、バイオリン等)、音樂論、音樂史、文學、英語、教育、體操、舞蹈等。

生徒入學は毎年一回學年の初め九月に於てす。入學志願者は身體強健にして、左の試験科目に合格する者たるべし。但、師範學校、公立中學校、公立高等女學校、若しくは之と同等以上の學校卒業の者は、唱歌を除くの外試験を要せず。

讀書 國語漢文講讀

作文(漢字交文往復文、記事文の類)

算術 四則、分數、小數、比例、開平、開立、英語、讀方、讀解、(ナショナル第四讀本の程度)

唱歌 小學唱歌集

在學中は授業料一ヶ月金一圓を納めしむ。但夏季休業中二ヶ月分は無論徴收の限りにあらず。

尙本校には研究科、選科、小學唱歌講習科生徒を置く。小學唱歌講習科生徒は小學教員免許狀を有する者に限るべく、修業十ヶ月間と定む。

本校は上野公園内に在り、校長渡邊龍聖以下十七名の教授助教ありて、八十九名の生徒を養成せり。

東京盲啞學校

本校は盲啞の子弟を教育し、自立の道を得しむることを目的とす。

教授を分ちて尋常科及技藝科の二とす。學科課目は左の如し。

盲生尋常科 國語、算術、講談、體操

同 技藝科 音楽、鍼治、按摩

啞生尋常科 讀方、習字、作文、算術、筆談、體操

同 技藝科 圖畫、彫刻、指物、裁縫

修業年限は按摩を専修する者は三ヶ年、其の他は凡そ五ヶ年とす。

生徒入學は毎年四月之を許す。在學中は授業料一ヶ月金五十錢を納めしめ、又願に依り寄宿を許す。

本校は文部大臣の所管にして、小石川區指ヶ谷町に在り。現任校長は小西信八にして、十餘名の訓導及囑託員を以て百六十四名の生徒を養成せり。

又本校の生徒に就て、區別をなすときは、盲生四十一名に對する啞生五十七名の比例にして、其の中、尋常科にあるものは七十六名にして、技藝科は二十一名の専修生と百四十三名の兼修生を有せり。

入學志願者は盡く之を許可せらるゝの狀況にして、又其の生徒が卒業の後就職の有様は左の如し。

盲生の部

鍼治按摩業	六	病院按摩手	三	本校助手	三
私立學校教員	一	彈琴教授	二	東京音樂學校入學	一
啞生の部					
繪畫師	二	會社書記	二	本校助手	三
家事	三	農業	三	溫習	中 一二

水産講習所

本所は、芝區三田四國町にありて、農商務省の管理に屬し、我邦水産に關する學理と技術との傳習を爲す所なり。

學科を分ちて、講習科、現業科、及研究科の三科とし、修業年限は、講習科三ヶ年、現業科一ヶ年、研究科、凡一ヶ年とす。

本所講習科に入學せんとする者は、年齢十八年以上にして、中學校第三年級相當以上の學力あるを要す。又、現業科に入らんとする者は、年齢滿二十年以上にして、二ヶ年以上水産業に従事したるものなるべし。

入學の期は、毎年三月にして、左の試験に及第したるもの限り、入學の上は、東脩及月謝を要せず。

- 算術(全體)
- 動植物學(大意)
- 物理
- 化學(大意)
- 作文(記事文の類)
- 讀書(漢文)
- 英語(譯文)
- 畫學(自在畫)

蠶業講習所

本所は、農商務省に屬して、府下北豊島郡西ヶ原にあり。主として、蠶業に關する學理、及實地を傳習する所なり。

學科を分ちて、本科、及別科の二種とし、傳習期限は、本科二ヶ年、別科を五ヶ月間と定む。

本科生の募集は七月中にして、別科は、十一月中、地方廳に於て執行す。尙、傳習應募者の資格は、左の如し。

- 本科 年齢二十一年以上 三ヶ年以上養蠶に従事したる者
- 別科 中學校第三年生相當以上の學力あるもの
- 別科 年齢二十五年以上 三ヶ年以上養蠶に従事したる者
- 高等小學校卒業以上の學力ある者

第二章 私立専門各學校
并に各種學校

東京専門學校

本校は政治學、經濟學、法律學、文學、史學、地理學、國語、漢文學、及英語學を教授する所とす。

教科を分ちて政學部、法學部、文學部の三學部とす。政學部には英語政治科、邦語政治科を置き、法學部には法律科、行政科、文學部には哲學及英文學科、國語漢文及英文學科、史學及英文學科を設け、外に高等豫科を置く。

修業年限は各三ヶ年にして、各一ヶ年を以て一級に充つ。學年は毎年九月に始まり、翌年七月に終る。

本校法學部及以下五校は司法省指定の學校にして、その卒業生は判事、檢事、登用試験規則に依り、其の試験を受くるの資格を有す。又本校文學部を卒業したる者は、文部省より中學校、師範學校、高等女學校の教員資格を與へらる。

入學志願者は入學試験願書に履歷書を添へて差出し、許可を得たるときは保證人より入學證書を出すべし。但入校せんとする者は年齢十七年以上の男子たるべし。

入學試験を受けんと欲するものは、其の學科に依り、金五十錢乃至金一圓の受験料を納むべく、入校の節は、更に束脩として金一圓を納むべし。

政治科、(英、邦)法律科、行政科、文學部各科の學費を定むること左の如し。但文學部各科第三年級第三期は金十二圓、高等豫科は金七圓二十錢とす。

前期 金十二圓

後期 金十圓

學期の始めに於て學費を全納し得ざるときは、毎月三日を限り、金二圓づゝ、分納することを得しむ。

本校寄宿舎に入る者は時價に依て毎月舎費と月俸とを納むべし。

各學部に要する英語教科書は些少の手續料を徴收して之を貸與すべし。

本校には別に校外生といふものを置きて講義筆記を頒布せり。

本校は牛込區早稲田に在り。明治十五年大隈伯の創立に係り、民間幾多の學校中

特に設備の完全を以て名あり。

學校長は法學博士鳩山和夫にして、學監高田早苗、講師坪内雄藏、會計監督市島謙吉、幹事田中唯一郎等常に校務に盡力せり。在校學生は常に一千名の上に在り。

明治法律學校

本校は本邦制定の法律及行政經濟に關する學術を教授し、傍、外國の法律行政及經濟に關する學理を參照考究せしむるを以て目的とす。

修業年限は、三年にして、教授科目は左の如し。

憲法	法學通論	法例	國籍法	民法
商法	裁判所構成法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
行政法	國際公法	國際私法	法理學	證據法
經濟學	財政學	羅馬法	疑律擬判	

年齢十七歳以上の男子は何時にても入學を許す。其の入學試験科目は左の如し。

左の資格を有する者は入學試験を要せずして入學を許す。且徵兵令第十七條輸入

第二十三條の特例を受くることを得。

中學校師範學校及之と同若しくは同等以上の學科を授くる學校の卒業證書を有する者

左の入學試験科目に據り試験を受け、及第したる者は前條に準ず。但中學校の學科卒業程度に據る。

倫理、數學、國語及漢文、歴史、地理、博物、物理、化學、圖畫、外國語

前條入學試験期は毎年九月二月の兩度とす。但受験者は受験料金一圓を納むべし。

入學する者は入學金二圓を納めしむ。生徒在學中は缺席すると否とに拘はらず、月謝はすべて一圓五十錢とす。

本校には寄宿舎ありて、校友及學生に限り入舎を許す。

本校は、品行方正學術優等なる者を選び、特に優待生と爲し授業料を徴收せず。

又、學術優等品行方正にして、學費支辨の途なきものをば貸費生として、年額八十七圓餘の學費を貸與す。

本校にては又講義を筆記印刷して、之を校外生に頒つ。校外生たらんとする者は、入學金五十錢、授業料金五十錢を前納せしむ。

本校は民間私立學校中屈指の巨校にして、神田區南甲賀町に在り。學校長は法律學士岸本辰雄にして、教頭法學博士熊野敏三以下、磯邊四郎、小池靖一、井上正一、高木豊三等の講師五十餘名を以て、千百七十一名の生徒を養成せり。

本校の卒業生は、創立以來一千八百名に達し、其の卒業生及學生の中、各官省の最近試験に合格せるもの左の如し。(三十二年一月調)

判事檢事登用試験及第者	總計八十一名	(内本校出身の者三十六名)
辯護士試験及第者	總計八十八名	(内本校出身の者四十一名)
文官高等試験及第者	(内本校出身の者四名)

東京法學院

本校は、法律及政治思想の養成を目的とし、邦語及英語の兩法學科を置き、本邦制定の法律及行政經濟に關する學術を授け、汎く歐米の法律を參加講修せしむる所とす。

教科を分ちて邦語法學科、英語法學科の二とし、修業年限は各三ヶ年とす。學年は九月十一日に始まり翌年七月十日に終る。入學の期は九月二月六月の三期

とす。入學せんとする者は、年齢十七年以上にして、中學校、師範學校、及び之と同等以上の學科を授くる學校の卒業證書を有する者、若しくは左の入學試験科目に合格したる者たるを要す。但英語法學科に入らむとする者は、更に英語の試験を要す。

甲種

國語、漢文、數學 (四則分數比例)

乙種

倫理、數學、國語及漢文、歴史、地理、習字、博物、物理、化學、圖畫、英語、體操

學費は入學試験料、甲種は金三十錢、乙種は金一圓を納めしめ、外に入學料金二圓、授業料一學年金十六圓五十錢を納めしむ。本院にては在外員の爲めに講義録を發刊して之を頒布す。在外員は入學料五十錢、月謝五十錢とす。

本院には特待生を置きて該學年内の授業料を免除し、貸費生には一ヶ年七十二圓以内を給す。卒業生徒は、二千二百七十二人にして、判事檢事辯護士たるもの最も多し。附屬圖書館には圖書三萬餘部を藏し、學生の參考に供するには殆ど遺憾なき

に至れりといふ。

本院は神田區錦町二丁目二番地に在り。院長は法學博士菊池武夫にして、奥田義人、穂積八束、金井延、戸水寛人等の講師ありて、千名内外の生徒を養成せり。

專修學校

本校は邦語を以て法律學、理財學を教授する所とす。學科を分ちて法律、理財の二科となす。修業年限は各三ヶ年とす。東脩は金二圓にして、月謝金一圓三十錢、二科兼修の者は月謝金一圓四十錢を納むるを要す。

本校は神田區今川小路二丁目に在り。校主は高橋拾六にして、二三年前には二百名内外の生徒ありしが、近來はその實況を詳にせず。

日本法律學校

本校は日本法律行政及參考學科を授くるを以て目的とす。修業年限は三ヶ年にし

て、學科課程は左の如し。

憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、國際公法、國際私法、財政學、經濟學、法律雜列
本校生徒を區別して正科生及副科生とし、正科生には、全科目を修めしめ、副科生には一科目以上を適宜修めしむ。入學資格は、年齢十七年以上にして、試験科目は左の如し。

國語 (作文) 漢文 (白文訓點) 算學 (四則、比例)

授業は晝間就職者の便利を圖り、毎日午後四時半より九時半までとし、學費は東脩金二圓、授業料は一圓五十錢とす。又本校發行の講義録を得んとする者は東脩金五十錢、月謝金五十錢を納むべし。

本校は神田區三崎町に在り。學校長は松岡康毅にして、理事は平沼騏一郎、斯波淳六郎の二氏なり。

和佛法律學校

本校は法律、行政及經濟に關する學術を教授し、其の學理を攻究せしむるを以て目

的とす。

修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

法學通論、民法、商法、刑法、民事訴訟法、破産法、刑事訴訟法、憲法、行政法、國際公法、國際私法、經濟學、財政學、疑律擬判

入學する者は入學金二圓を納むべし。授業料は一ヶ月金一圓五十錢とす。

本校も亦校外生を置き、講義録を發行す。

本校は麴町區富士見町六丁目に在り。校長は梅謙次郎にして、富井政章、飯田宏作等の講師ありて八百名内外の生徒を養成せり。

慶應義塾

本塾は英語英文の練習を力め、主として英書に依り、普通及専門の學科を教授する所にして、其の目的は、各自修業する學藝に秀づるのみならず、氣品の源泉、道徳の模範となり、居家處世、立國の本旨を明にして、躬行實踐、以て社會の先導者たるべきの士を養成せんとするにあり。

本塾に、大學部及普通部を置き、別に附屬小學校（幼稚舎と稱す）及附屬商業學校を設く。

學年は、五月一日に始まり、翌年四月三十日に終る。

大學部は之を分ちて文學科、理財科、法律科、政治科の四科とす。修業年限は大學部、及普通部共、五ヶ年づゝとなす。

入學の期は毎學年の始めとす。入學志願者は入學受験料大學部金一圓、普通部金五十錢を納め、入學する者はすべて金三圓を納むべし。

學費、普通部授業料は、一ヶ年金二十五圓五十錢とし、大學部授業料は一ヶ年金三十六圓となし、各、三學期に分ちて前納せしめ、且、教場費として金一圓、體育會費として金五十錢を毎學期の始めに前納せしむ。

本塾寄宿舎は、成年寮及中年寮の二種に分ち、舎監數名を置き、専ら監督せしむ。大學部及普通學部在學の生徒は、滿二十八歳迄、徴兵を猶豫せられ、又、卒業生は無試験にて一年志願兵たる特典を有す。但、本塾は、一學期間以上在學したる者にあらざれば、徴兵猶豫に要する在學證明書を交附せず。

塾舎は芝區三田二丁目の高臺に在りて、福澤翁之を監督し、塾長は鎌田榮吉、教頭は門野幾之進にして、教員は大學部二十六人(外國人五人)普通部二十一人(外國人一人)ありて、生徒普通部七百名、大學部三百名を養成せり。(三十三年三月調)卒業生徒は創立以來千八百二十八人に達し、實業社會に重要な位置を占むるもの甚だ多し。

同附屬商業學校

本校は商家の徒弟及諸學校の生徒にして、商業學を學習せんとする者に簡易にして實用に適切なる學科を授くるを以て目的とす。
修業年限は、二ヶ年とし、授業時間は毎日午後六時より九時までとす。其の學科課程左の如し。

簿記、算術、洋算、和算、英語、商用作文、和習字、商業地理、商業歴史、經濟、商法、商業要項、

實地演習

學費は入學金一圓、月謝金一圓、校費毎月金二十錢を納めしむ。

國學院

本院は専ら國史國文國法を教授し、併せて廣く之が研究及應用に須要なる諸學科を修めしむる所とす。

教科を分ちて、本科及び研究科の二となし、修業年限は本科三年、研究科二年となす。

入學の期は、九月の始めとす。本科第一年級に入るを得べき者は、中學校卒業證書を有する者、若くは之と同等の學力を有し、入學試験に及第したる者たるべし。本科中、英語を除きて入學する者は之を、選科とす。

學費は、各科共授業料各金一圓五十錢とす。

本院學生々徒にして學術最優等品行最方正なる者をば、給費生とし、食費を給し授業料を免す。又本院學生の學術優等品行方正なるも學費を支辨する能はざる者に限り、一學年に付七十五圓以内の學費を貸與す。

本院は麴町區飯田町五丁目に在り。院長は佐々木高行にして、講師三十八名を以て百二十名の生徒を養成せり。

卒業生徒は二百一人にして多くは中等教育に従事せり。

哲學館

本館學科は、教育部及哲學部の二部に分れ、教育部は倫理科、及漢文科の二科に分る。その他、別に漢學專修科及豫科を置く。

學費は東脩金一圓、月謝金一圓五十錢、館費金二十錢とす。

本館は小石川區原町に在り。館主は文學博士井上圓了にして、村上專精、内田周平、熊谷五郎等の講師ありて、三百二十名の生徒を養成せり。

濟生學舎

本舎の旨趣は學業の速成を要するにあるを以て、醫學の要領を教授し、期するに三ヶ年を以てし、之を六期に分割す。學科課程は左の如し。

- 第一期 物理學、無機化學、解剖學
- 第二期 物理學、有機化學、解剖學、生理學

第三期 生理學、組織學(以上前期學科)

第四期 外科通論、病理通論、診斷學、藥物學、外科各論、病理各論

第五期 外科各論並臨床講義、病理各論並臨床講義、眼科學並臨床講義

第六期 婦人科、産科、衛生學(以上後期學科)

學年を分ちて冬夏の二期とす。毎年十月より三月までを冬學期とし、四月より九月までを夏學期とす。學費は東脩金四圓、月謝及講堂費金二圓とす。

又本舎には「藥學部」を置き、速成を以て藥劑師を養成す。修業年限は二ヶ年にして、之を四學期に分割す。學科課程は左の如し。

第一期 物理學、無機化學、金石學、獨逸學、數學

第二期 物理學、有機化學、動物學、植物學、生藥學、分析學講義、獨逸學

第三期 製藥化學、生藥學、顯微鏡用法、分析化學及實地演習、調劑學

第四期 製藥化學實地演習、藥物製煉、調劑學實地演習

學費は、東脩金二圓、月謝金一圓、講堂費金三十錢とす。

本舎は本郷區湯島四丁目に在り。舎長は長谷川泰にして、山田良淑以下二十五名の講師を以て七百名の生徒を教授せり。

工手學校

本校は邦語を以て、土木、機械、電工、造家、造船、探鑛、冶金、製造舎密の各科を教授して、工手を養成する所とす。修業年限を二ヶ年とし、之を四學期に分ち、毎期五ヶ月を以て終らしむ。教科を分ちて豫科及本科とし、第一期第二期は豫科を専修し、第三期より本科に入らしむ。その科目は、左の如し。

豫科

算術、代數、幾何、三角術、英語初歩、物理學初歩、舎密學初歩、工業用簿記、工業用地理、工業用普通文、製圖

土木學科

數學、河工、海工、道路、隧道、鐵道、施行法、橋梁、測量法、製圖

機械學科

數學、力學、地形構造煉瓦職、蒸氣機關蒸氣鐘、水力学水力機、工場器具、材料強弱論、機械運動學、製圖

電工學科

電氣及磁氣、數學、電氣實驗、電信及電話、電力及電燈、製圖

造家學科

家屋構造法、建築材料、測量法、和樣建築法、材料強弱論、仕樣設計法、製圖

造船學科

木船、鐵船、計算、數學、力學、製圖

探鑛學科

鑛物學、地質學、探鑛學、測量法、機械運動學、製圖

冶金學科

鑛物學、地質學、舎密學、冶金學、試金術、分析法、機械運動學、製圖

製造舎密學科

舎密學、舎密手工、分析舎密、製造舎密、機械運動學、製圖

入學の期は毎年一月九月とし、其の半ヶ月前に於て入學申込をなすを要す。

授業時間は午後六時より十時までの間とす。

學費、豫科は授業料一ヶ月金一圓校費金三十五錢にして、本科は授業料一ヶ月金一圓五十錢校費金三十五錢とす。入校金は豫科金一圓、本科金二圓を納むべし。

本校は京橋區南小田原町一丁目に在り。學校長は工學博士三好晋六郎にして、監事講師等に學士の稱號を有するもの多く、生徒の現員亦一千名に餘れりといふ。

大日本農會附屬 東京農學校

本校は農の學理と技術とを教授するを以て目的とし、修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

動物學、植物學、物理學、化學、土壤論、氣象學、經濟學、書論、畜産學、園藝學、養蠶論、農具論、農産製造論、農業經濟論、作物論、肥料論、植物生理學、植物病理學、土地改良論、林學大意、農業經濟論、農場實習、英語、算術、代數、幾何、三角法、測量術、教育學等

尙本校には別に實習の科目を設け、所屬田圃にて實地に就て作業を執らしめ、時農事試驗場及有名なる實業家に就て實地の研究をなさしむべし。

入學の期は各學年の始めとす。入學を許すべき生徒は年齢滿十四年以上にして、

高等小學校全科卒業のもの、若しくは、左の試験に合格の者に限る。

講讀 理科 地理 算術 書取 作文

學費は入學金一圓、月謝金二圓とす。

尙本校の科目中に就きて之を選修せむとするものは、選科生として之を許し、授業料は三科目までは一科五十錢づゝ、四科目以上は金二圓とす。

本校は東京府豊多摩郡澁谷村御料地内に在り。教頭横井時敬、講師飯郷、堀、堀田等の教員ありて、八十四人の生徒を養へり。

東京商業學校

本校は速成の目的を以て内外商業に關する必須の教育を授け、將來商業に従事すべき者を養成する所なり。

修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

第一年級

倫理、法學通論、經濟學、商業要項、商事法規、簿記學、萬國史、商業地理(日本)、商品誌、英語(讀方、譯讀、文法、會話、書取)、漢文、作文、算術(筆算、珠算)、臨時講義(商業時事問題)。

第二年級

倫理、民法、應用經濟學、貨幣論、銀行論、商業要項、商事法規、商業簿記、商業史(日本、東洋)、商業地理(東洋)、商品誌、代數、算術(筆算、珠算)、英語(讀方、譯讀、文法、會話)、漢文、作文、臨時講義(商業時事問題)。

第三年級

倫理、民法、商法、金融論、爲替論、貿易論、公債論、交通論、商業要項、商事法規、銀行簿記、銀行實踐、商業史(萬國)、商業地理(萬國)、商品誌、英語(譯讀、文法、會話)、漢文、作文(和、英)、臨時講義(商業時事問題)。

入學者は年齢十六歳以上にして、束脩金一圓、月謝金一圓五十錢とす。

本校は神田區錦町二丁目にあり。明治二十一年の創設に係り、學校長は法學博士和田垣謙三、幹事は下村房次郎にして、永安晋次郎、戸村定楠等の教員を以て二百餘名の生徒を養成せり。

日本美術院

本院は同志相會し、本邦美術の特性に基き、其の維持開發を圖る所とす。

本院は正員、副員、研究會員、各種會友を以て組織す。研究會員は滿十六年以上の男子にして、美術上の技能を有するものに限り、研究すべき科目は、繪畫、彫刻、

圖案、建築、裝飾、鑄金、彫金、鍛金、漆工、窯工、刺繡、彫版、寫真等にして、其の研究年限を各五ヶ年とす。研究會員たらんとする者は、規定の書式に依り本院に申込み、其の技術の審定を請ふべし。

但試験を施す場合には試験料として金一圓を納め、入籍を許されたる者は、登録料として金十圓を納むべし。此の外には在院中會費を要せず。

本院は下谷區谷中初音町に在り、主幹は橋本雅邦にして岡倉覺三評議員長たり。

(三十三年三月調査)

正則英語學校

本校は正則英語學を教授し、完全に英語を活用するの士を養成するを目的とす。本校は神田區錦町三丁目にあり。校長は齋藤秀三郎にして、教師は村田祐治、イーストレーキ等十六名ありて、午前、午後、夜學を合して七百五十名の生徒を養成せり。

國民英學會

本會は主として實用英語と高等の英文學とを教授し、教科を分ちて正科、英文學科、夜學科、會話專修科、特別受験科の五科とす。修業年限は、正科夜學科は、各二

年半、英文學科は一ヶ年と定む。學費は入會金一圓、月謝英文學科、會話專修科は金一圓、正科、夜學科は、金七十錢、特別受験科は金八十錢とす。

本會は神田區錦町三丁目にあり。明治二十一年の創立にして、其の卒業生は、英語教員又は會社員たるもの多しといふ。主幹は磯邊彌一郎にして、高橋五郎、石川角次郎、服部他助、米人ブラッドベリー等二十名の教師を以て、千餘名の生徒を教授せり。

鐵道學校

本校は實地應用の速成を期し、鐵道事業に従事すべき技術者及職員を養成する所

とす。

學科を分ちて建設科、業務科の二科とす。

修業年限は豫科、本科、高等科各一ヶ年とす。學科課程左の如し。

鐵道建設科

豫科 英語、漢文、算術（筆算、珠算）、代數、求積、幾何、對數、三角術、物理、化學、鐵道大要、測量、製圖

本科 數學（求積、對數三角術）測量、製圖、鐵道大要、軌道、橋梁、施行法、（土工、木工、石工、煉瓦工、鐵工）力學及材料構造法、鐵道車輛、隧道

高等科 圖式力學、橋梁、鐵道材料、鐵道設計、鐵道保安裝置、測量及製圖

鐵道業務科

豫科 英語、鐵道用語、算術、（筆算珠算）漢文、作文、習字、代數、普通簿記、電信修技送符器、鐵道事務

本科 算術（筆算珠算）英語（鐵道用語、鐵道會話）簿記（普通簿記、鐵道簿記）商法、鐵道法規、鐵道事務（旅客取扱、貨物取扱、手荷物取扱、列車運轉取扱、信號規定）電話、電信修技（送符器音響器）鐵道倉庫事務

高等科 英語、鐵道經濟、鐵道管理法實地演習、鐵道保安裝置

學期は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終り、午後五時より九時までを授業時間とす。但一學科の志願者十名に充たざるときは、授業を開始せざること

あるべし。

學費は、入學金五十錢、月謝は豫科生校費を併せて金一圓二十錢、本科生授業料一圓一圓三十錢、校費五十錢、高等科生授業料金一圓五十錢、校費五十錢を納めしむ。

本校は神田區錦町三丁目にあり。校長は工學博士野村龍太郎、設立者は笠井愛次郎にして生徒百五十餘名あり。卒業生徒は百二十五名にして、多くは鐵道作業局及私設鐵道會社に就職せりとす。

東京航海學校

本校は海員たらむと欲する者に必要なる學術技藝を授くる所とす。

教科を分ちて、普通科、及速成實習科の二とす。普通科は商船學校海軍兵學校及海軍機關學校に入學せんと欲する者並に海技を實習せんとする者、實習科は西洋形船々長運轉士機關士の海技免狀を受有せむと欲する者に必要なる學術技藝を授くるものとす。

普通科は修業年限を四ヶ年とし、實習科は別に年限を定めず。學費は、入學金一

圓、入學手数料金十錢、月謝普通科金一圓、校費十錢とす。

本校は神田區猿樂町二番地にあり。校主は上野清にして、目下百二十名の生徒を養成せり。其の卒業生徒にして目下商船學校に在るもの五十名に餘るといふ。

東京物理學校

本校は理學の普及を助けんが爲め、數學、重學、測量、物理學、化學を教ふる所とす。修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

算術、代數、幾何、三角、測量、重學、解析幾何、微分積分、物理學、化學、實驗等

本校の授業時間は毎科一時間半とし、毎夕二科若くは三科を課す。

入學する者は年齢十四年以上にして、畧、算術を解し、筆記に差支なきを要す。授業料は第一學期にては金四圓、第二學期にては金五圓、第三第四學期にては金六圓、第五第六學期にては金八圓とし、毎月之を分納せしむ。

本校第二學期以上の學期に於ては、理化學科、數學科の中を選びて之を専修する者を撰科生とす。撰科生は授業料を減納せしむ。

本校は神田區小川町一番地に在り。學校長は理學士中村精男なり。

東京慈惠醫院醫學學校

本校は醫學の教授を旨として、學科課程は略ぼ濟生學會に類し、生徒を定期生徒及期外生徒の二種に分ち、學費は束脩金一圓五十錢、授業料冬期金十三圓二十錢、夏期金六圓六十錢を納めしめ、實地演習をなす者には尙此外の費用を納めしむ。

生徒は十六年以上にして中學校卒業以上の學力を要し、修業年限は四ヶ年にして、冬期は九月十五日より翌年三月三十一日に至り、夏期は四月十五日より七月三十一日に終る。

本校は芝區愛宕町二丁目にありて、十四名の教師を以て百餘名の生徒を養成せり。

藥學校

本校は専ら藥劑師を養成するを目的として、之に必須の學科を授くる所なり。學科を分ちて正科、専修科とし、課程を四學期に分ち、二學期を以て一學年とす。

學費は入學金二圓、授業料は正科一學年金二十二圓を十一ヶ月に分納せしめ、專修科は一ヶ月金三圓を納めしむ。
 本校は下谷區櫻木町に在り。學校長は藥學博士下山順一郎にして、七名の教員あり。

東京齒科醫院

本院は、元高山齒科醫學院と稱せるものにして、齒科に關する必須の學術を教授し、且、之を實地に練習せしむる所とす。
 修業年限は、二ヶ年にして、學費は、入學料金三圓、授業料一ヶ月金二圓とす。
 本院は、神田區小川町一番地にあり、院主千脇守之助これを管理す。

東京顯微鏡院

本院は、神田區小川町一番地にあり、顯微鏡の實際應用に關する一般の學說及技術を講習する所とす。

講習期限は、講習科三ヶ月、研究科三ヶ月乃至一ヶ年にして、外に三ヶ月間の種痘科をも設けたり。

入學する者は、醫師及前期試験及第者若しくは之に相當する學力を有するものにして、入學の季節は毎年二月九月とし、學費は束脩金二圓、授業料金十圓とす。尙入學試験を要するものは試験料金二圓を納めしむ。

日本體育會體操練習所

本所は、汎く、體育専門の教育を施し、善良なる體育教員及將來該科教員たらんと欲する者を養成する所とす。

高等科	修業 二ヶ年	入學試験料	金五十錢
本科	同 一ヶ年	月謝各科共	金五十錢
選科	同 六ヶ月		

校舎は、麴町區飯田町一丁目にありて、陸軍少將武田秀山校長たり。教員九名ありて、六十五名の生徒を養成せり。卒業生徒は百五十餘名ありて、概ね中學校師範

學校等の體育教師に就職せり。

東京主計學校

本校は速成の目的を以て専ら商店、銀行、會社、及官廳等の會計に關する必須の學術及實務を教授し、將來公私の會社事務に従事すべき職員を養成する所とす。學科を分ちて、本科及撰科とす。本科の修業年限は一ヶ年にして、撰科は一學科四ヶ月とす。

本科は商業主計科、銀行事務科、鐵道主計科、官廳主計科の四科とす。本科生又は撰科生にして、學科速成企望の者は、速成生となり、一日二回の攻修を爲すことを得、その修業年限は本科の半分に當る。

學費は、入學金一圓、授業料一ヶ月金一圓二十錢、校費毎月三十錢とす。學校は神田區今川小路二丁目にあり。城生菊四郎、其の校長たり。

東京政治學校

本校は、神田區錦町にあり、松本若平の創設に係り、朝野知名の講師を聘して、

我國の青年は、政治學の知識を興へ、高等文官、議員、及新聞記者とならんと欲する者に、須要の學理を教授する所なり。

修業年限は三ヶ年にして、入學者は、年齢十七歳以上、中學校卒業と同等の學力ある者たるべし。

學費は、入學受験料金一圓、入校金一圓、月謝一圓五十錢とす。

東京學院

本院は、諸官公私立學校入學志願者、又は専修者の爲に、官立學校受験料と専修科(獨逸語、英語、漢學、數學、理化學、國文)とを教授するを以て目的とす。

學費は東脩金五十錢、授業料金一圓四十錢、校費十錢とす。

本院は神田區仲猿樂町十番地に在り。

國語傳習所

本所は國語國文を教授する所にして、學年を分ちて前學年(普通科)後學年(高

等科)の二ヶ年に定め、前學年は毎日曜日に教授し、後學年は毎日曜水曜土曜に教授す。

學費は、東脩金五十錢、月謝は前學年五十錢、後學年七十錢、教場費毎月金五錢とす。

校舎は神田區三崎町一丁目にあり。

大八洲學校

本校は、國史國文を専修せしむる所なり。

修業年限は、滿一ヶ年半にして、授業時間は午後三時半若しくは四時より、二時間、乃至、三間時とす。

學費は、東脩月謝共、各五十錢と定む。

本校は、神田區三崎町一丁目國語傳習所と同じ場所に在り。

斯文學會

本會は、神田區錦町一丁目にあり。漢學の真趣味を發揮するを目的とす。其の講師には、重野安釋以下知名の漢學者あり。入會を請ふものは、金一圓を納むべし。

二松學舎

本舎は、三島中洲の管理に係る漢學塾にして、麴町區一番町にあり、寄宿舎を有せり。

卒業には、年限を定めず、課目は、左記の書中に就き、毎日數課を撰定して、これを講義す。

經	書	大學、中庸、論語、左傳、周易、書經、詩經
子	集	近思錄、孟子、小學、傳習錄、莊子、老子、管子、荀子、吳子、孫子、韓非子、唐宋八家文

歴	史	大日本史、資治通鑑、宋元通鑑
古	典	制度通、周官、文獻通考一斑、唐六典

學費は東脩金一圓、月謝金七十五錢とす。

東京至誠學院

本院は、速成を主とし、正則的に普通の獨逸語、並に醫學、博物學、及文學等に關する獨逸學を教授する所とす。

學科を分ちて、普通科、高等科、及醫學科の三科とす。修業年限は普通科を二ヶ年と定め、高等科及醫學科は別に卒業の期を定めず。

學費は東脩五十錢以上二圓にして、月謝七十錢以上二圓迄の間となす。校舎は神田區錦町三丁目にありて、吉岡荒太校長たり。

青年會夜學校

本校は、實業に従事し、又は高等の學校に入學せんと欲するものをして、能く普通英文を解し、又談話に文章に、自在に英語を應用するに至らしめんことを期す。學科を分ちて、普通科及高等科とす。修業年限は普通科三ヶ年、高等科二ヶ年にして、授業は、毎日午後六時より八時に至る。學費、東脩五十錢乃至一圓にして、授業料は六十錢乃至一圓とす。

本校は神田區美土代町三丁目にあり。校長は丹羽清次郎にして、内外の教師七名を以て、百五十名の生徒を養へり。

曹洞宗大學林

本校は佛教の蘊奥を攻究し、専ら曹洞宗の教理を授くるを目的とす。

修業年限は三ヶ年にして、寄宿舎の設あり、一ヶ年の經費は金七千圓と定む。

校舎は麻布區北日ヶ窪町にあり。教頭筒川方外、外五教師を以て百三十名の生徒を養成せり。

淨土宗學本校

本校は佛教の蘊奥を攻究し、及傳道必須の學術を教授するを以て目的とす。

修業年限は正科四ヶ年、専門科二ヶ年にして、學費は本校より其の幾分を扶助す。

本校は小石川區表町にあり。校長は清水禪純にして、二十四名の教師を以て百四十名の生徒を養成せり。

明治學院

本學院の目的は、學生をし英語を以て完全なる基督教主義の高等普通の教育を受けしめ、智徳兼備の學生を養成するにあり。

本院は、分ちて普通學部、高等學部とす。

入學金は金一圓、授業料は金一圓五十錢、寄宿費凡そ金四圓五十錢と定む。

本院は芝區白金今里町にありて、井深梶之助之を總理し、ワイコッフ、ランヂス、バラ、熊野、池田等の教師あり。

青山學院

本校は基督教理を基として普通並に専門の學科を授くる所とす。

修業年限は、中學部五ヶ年、高等普通學部四ヶ年、英語專修科三ヶ年なり。

學費は、高等普通學部一圓二十錢にして、中學部一圓六十錢、寄宿生は舍費四十錢、食料凡そ四圓を納めしむ。

本校は南豊島郡澁谷村に在りて、遠く市街の塵囂を絶ちたり。院長は本多庸一にして、米國人三名、本邦人十七名の講師ありて、生徒凡そ二百名を養成せり。

第三章 中等教育各學校

高等師範學校附屬中學校

本校は高等師範學校に附屬す、入學生徒は同校附屬の小學校より進み來るもの多し。修學年限は六ヶ年とす。學科課程は左の如し。

倫理、國語及漢文、英誦、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、習字、圖畫、體操

學費は授業料一ヶ月金二圓にして、出席の有無に拘はらず徴収す。

本校は、本郷區湯島三丁目なる本校構内に設けられ、主事三宅米吉以下十三名の教員を以て、二百餘名の生徒を養成せり。

本校の教員は、他の公私立中學校に比して、概して資格の備はれる者多く、生徒の操行及學力も一般の中學生に較優れる點あるものゝごとし。然れども、昨年高等學校入學生徒の、本校より出づるもの割合に少かりしは、本校が、生徒の養成上につきて、他の學校の如く入學受験科を主とせざること、蓋し其の原由の一なるべしとす。

東京府中學校

本校は實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らむとする者に、須要なる教育を施す所とす。

學科課程は文部省令第十四號及七號に基きて制定したる者にして、修業年限を五ヶ年とす。(下に記載する中學校の學科程度は多く之に準ず故に以下一々之を掲げず)

學科	學年	定時		要旨
		時	當	
倫理	第一	一	一	人倫道德ノ要旨
	第二	一	一	前級ニ同シ
國語及漢文	第一	七	六	講讀、書寫、作文、習字
	第二	七	七	前級ニ同シ
外國語	第一	七	七	綴字、讀方、譯取、會話、習字
	第二	七	七	前級ニ同シ
外國語	第三	八	五	前級ニ同シ
	第四	八	四	前級ニ同シ
外國語	第五	八	四	前級ニ同シ
	第五	八	四	前級ニ同シ

學科	學年	時	當	要旨
歴史	第一	一	一	本邦史傳
地理	第一	二	一	地球及日本地誌
算學	第一	四	一	算術百分算
博物	第一	一	一	博物初步
物理及化學	第一	一	一	博物初步
習字	第一	一	一	楷書法
圖畫	第一	一	一	用器畫法、幾何畫法、自在筆、毛筆、墨畫
體操	第一	一	一	柔軟器械、步兵各箇教練
歴史	第二	二	二	日本歴史
地理	第二	一	一	亞細亞及大洋洲地誌
算學	第二	四	二	算術全體、代數、幾何、直線、圓、面積
博物	第二	一	一	動植物
物理及化學	第二	一	一	動植物及人身生理衛生法
習字	第二	一	一	三體書法及細字速寫
圖畫	第二	一	一	自在筆、鉛筆、着色
體操	第二	一	一	柔軟器械、步兵執銃
歴史	第三	三	三	東洋歴史
地理	第三	一	一	歐羅巴及亞非利加地誌
算學	第三	五	三	代數、幾何、軌跡、圓積
博物	第三	一	一	動植物
物理及化學	第三	一	一	物理及化學
習字	第三	一	一	三體書法及細字速寫
圖畫	第三	一	一	自在筆、鉛筆、着色、用器畫法、投影畫
體操	第三	一	一	柔軟器械、步兵執銃
歴史	第四	四	四	西洋歴史、上古、中世、近世
地理	第四	一	一	亞米利加地誌、地球總論
算學	第四	五	三	代數、幾何、比例、組合
博物	第四	一	一	動植物
物理及化學	第四	一	一	物理及化學
習字	第四	一	一	三體書法及細字速寫
圖畫	第四	一	一	自在筆、鉛筆、着色、用器畫法、投影畫
體操	第四	一	一	柔軟器械、步兵執銃
歴史	第五	五	五	日本歴史、西洋歴史
地理	第五	一	一	地文
算學	第五	二	二	代數、幾何、三角
博物	第五	一	一	礦物、地質
物理及化學	第五	一	一	物理及化學
習字	第五	一	一	三體書法及細字速寫
圖畫	第五	一	一	自在筆、鉛筆、着色、用器畫法、投影畫
體操	第五	一	一	柔軟器械、步兵執銃

計	八二	八二	九二	〇三	〇三
---	----	----	----	----	----

入學は毎學年の始とす。

入學を許すべき者は、品行端正、身體健康、志望鞏固、年齢十二年以上にして、高等小學校第二年の修業證書を所持する者、若くは之に均しき學力を有する者とす。

二學年間同一の學級に在りて昇級すること能はざる者、操行修まらず、誨諭を加ふるも改悛の實なき者、無届缺席一ヶ月以上に及びし者、又は引續き缺席三ヶ月以上に及びし者は、在學籍を除くべし。

學費は高等小學校第二學年の修業證書を所有し、學年の始、第一年級へ入學する者の外、入學檢定料五十錢、授業料一ヶ月金一圓六十錢とす。

本校は麴町區西日比谷町に在りて七百七十八名の生徒を有し、學校長は勝浦頼雄にして、教頭笹倉新次以下二十三名の教諭、助教諭及數名の囑托員あり。

學生間の催としては、武藝部、文藝部、運動部、游泳部、遠足部の設ありて、武

藝部にては擊劍柔道等を行ひ、文藝部にては毎年三回雜誌を刊行せり。

尙、昨三十二年三月を以て卒業したる本校生徒百七名の卒業後の状態を示すと、左の如し。

高等學校へ入學	三五	一年志願兵	一
高等商業學校へ入學	一一	郵便電信學校	一
札幌農學校へ入學	一	東京工業學校へ入學	四
私立法律學校	三	實業に従事する者	四
士官候補生	五	死	二
官應に奉職せるもの	一	届出なきもの	三九

東京府開成中學校

本校は中學校學科課程に従ひ、實業に就かんと欲し、又は高等の諸學校に入らんと欲する者の爲めに須要の教育を施す所とす。

本校修業年限は五ヶ年とし、學科課程は概ね東京府中學校に同じ、學費は授業料一ヶ月金一圓五十錢を納むるを要し、別に入學の際試験を要するものは受験料とし

て金五十錢を納めしむ。

本校は神田區淡路町二丁目に在りて、元公立學校と稱せり。校長は田邊新之助にして、數百名の生徒を養成せり。

東京府城北中學校

本校は文部省令に準據して中學校の課程を教授する所とす。

修業年限は五ヶ年にして、學費は東脩金五十錢、月謝金一圓六十錢とす。

本校は麴町區飯田町五丁目に在りて、東京府に屬し、學校長は深井鑑一郎にして、生徒數百名を養成せり。

日本中學校

本校は中學校の學科課程に従ひ、中等教育を授くる所とす。

本校修業年限は五ヶ年にして、學費は、入校金一圓、授業料月額二圓とす。授業料は前月中會計掛に就て授業切符と引換ふべし。授業切符を所持せざる者は其間

停學せしむべし。

本校は麴町區山元町一丁目にあり。學校長は杉浦重剛にして、五百餘名の生徒を養成せり。

錦城學校中學

本校は文部省所定の中學校學科程度に従ひ、中等教育を授くる所とす。本科修業年限は五ヶ年にして、學費は、入學金一圓、授業料一學年金十六圓とし、毎月一圓五十錢づゝ前月中に納めしむ。入學は學年の始に於てすと雖も、各級定員に滿つる迄は臨時入學を許すことは一般私立學校の常なり。

本校は神田區錦町二丁目にあり。學校長は矢野文雄にして、五百名内外の生徒を養成せり。

早稻田中學校

本校は中學校の課程に従ひ、中等以上の業務に就かんと欲する者、又は高等の學

校に入らんとする者を養成する所なり。

學費は入學金一圓、授業料一ヶ月金二圓とす。本校には、寄宿舎ありて、生徒の保護監督獎勵の任に當り、品性の陶冶、學業の進歩、身體の健康に注意せり。寄宿生は入舍金一圓、舍費一ヶ月金一圓、月俸五圓、石油費二十錢を前に納むるものとす。校舎は早稻田鶴巻町にあり、優に中學校の規模を具へて、校連年を逐うて盛なり。學校長は大隈英麿にして、明治二十九年の創立に係り、教頭坪内雄藏以下三十一名の教師を以て、現に七百餘名の生徒を教養しつゝあり。

尙、學生の間には、興風會、ベースボール、音樂隊、雜誌發行等の催ありて、趣味ある遊戲の具、備はらざるなし。

京華中學校

本校は、中學校の學科程度に據り、教育を施す所とす。

本校は、本郷區元町に新築中なり。目下は龍岡町の校舎にて授業せり。校長は津田眞道にして、設置者は磯江潤なり。

成城學校

本校は主として陸軍武學生徒豫備科を教授する所とす。教科を分ちて、中學校及高等科の二とす。

修業年限は、中學校五ヶ年、高等科一ヶ年とす。

學年は四月二十一日に始まり。翌年四月二十日に終る。生徒の募集は毎年四月、九月、一月の三回とす。

學費は入校料金一圓五十錢、授業料一ヶ月金一圓七十錢とす。寄宿生徒の食料は舍費を併せて大約一ヶ月七圓以内とす。

本校は牛込區市ヶ谷原町三丁目にあり。學校長は奥山三郎にして、教頭岡本則録以下四十四名の教員を以て、七百五十五名の生徒を養成し、兼て、七十九名の清國留學生、十二名の韓國留學生を教養せり。其の教員は、士官學校、幼年學校の教官より兼ねるもの多し。昨三十二年四月、中學校を卒業せし者百五十九人の中、陸軍士官候補生に採用せられたる者百五十五名の多きに及べり。

攻玉社海軍豫備學校

本校は海軍兵學校及海軍機關學校入校志願者を養成し、併せて東京商船學校に入らんと欲する者に須要なる學科を授くるを以て目的とし、修業年限は五ヶ年とす。生徒入學の際は、束脩として入社金二圓、白扇一對を納むべし。學費は授業料一ヶ月金一圓二十錢にして、教場費十五錢とす。寄宿生は寄宿費として毎月二十五錢、食料として二圓五十錢乃至三圓五十錢を納むべし。尙本校には別に幼年科を設けて、初學の者を教養し、専修土木科を設けて、土木の技手を養成せり。

本校は府下芝區新錢座町十番地に在り。校主は工學士近藤基樹、校長は藤田潜にして、二十餘名の教師を以て生徒五百餘名を教養せり。

日比谷中學校

本校は、海軍兵學校及海軍機關學校へ入學志願の生徒を養成する所にして、元海軍

豫備校と稱せしが、近頃日比谷に校舎を新築して、校名を改めたり。修業年限は五ヶ年とす。

學費は入校金一圓、授業料は本科金一圓二十錢、豫科金一圓を納めしめ、寄宿生には一ヶ月食費金三圓五十錢前後を納めしむ。

本校は麴町區八重洲町に在り。學校長は海軍少佐古賀喜三郎にして、幹事は市倉吉なり。

獨逸學協會學校中學校

本校は中學校の課程に従ひ實業に就かんと欲する者、又は高等の學科を修めんとする者に須要なる教育を施すを以て目的とせり。

學科を分ちて獨逸語、倫理、國語、漢文、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖書、體操の諸科となし、五ヶ年を以て卒業せしめ、別に一ヶ年の補充科を設けて本科に進むべき準備をなさしめ、尙獨逸語專修のものには別科を置きたり。

本校に入學する者は、入學金一圓を保證狀と共に差出し、授業料は年額金十八圓

の十二分の一を毎月五日迄に納むべし。

本校は神田區西小川町一丁目にあり。學校長は文學博士加藤弘之にして、幹事大村仁太郎、教頭山脇玄を始め二十二名の教師あり。

麻布中學校

本校は中學校の程度に據りて、教育を施す所とし、修業年限は五ヶ年とす。

校舎は麻布區鳥居坂町にありて、元東洋英和學校と稱せり。校長は江原素六にして、目下其の擴張に盡力中なり。

正則中學校

本校も亦中等教育を授くるを以て目的とす。修業年限は五ヶ年とす。

本校は芝區芝公園内閑雅幽邃なる地にあり。學校長は神田乃武にして、元良勇次郎等之を補佐し、二十名の教師を以て四百五十名の生徒を教授せり。

中學郁文館

本館は中學校令に基き、高等の普通教育を爲す所とす。

修業年限は五ヶ年にして、學費は東脩金一圓、月謝二圓、館費十錢にして、受験料金三十錢とす。

本館は明治二十二年の創立にして本郷區駒込蓬萊町に在り。昨年又淺草區森下町に其分館を設置せり。館主は棚橋一郎なり。

商工中學校

本校は文部省令に基きて中學校の學科及課程に従ひ、普通學科を授くる所とし、修業年限は五ヶ年とす。

本校は、麴町區大手町一丁目に在り、宮松兼三郎その校長たり。

京北中學校

本校は、中學校令に基きたる教育を施す所なり。

修業年限は五ヶ年にして、學費は、束脩金一圓、月謝一圓五十錢なり。
本校は昨三十二年四月小石川區原町に設けられ、文學博士井上圓了その校長たり。生徒現員四百八十名あり。

明治義會中學校

本校は、中學校の程度に據りて、普通學科を授くる所なり。
校舎は麴町區富士見町四丁目にあり。校長は鹽谷吟策なり。

大成中學校

本校は文部省所定の中學校學科程度に従ひ、高等普通教育を授くる所なり、
修業年限は五ヶ年にして、學費、束脩金一圓、授業料一ヶ月金一圓七十錢乃至二圓二十錢とす。
本校は神田區三崎町一丁目にあり。杉浦鋼太郎の設立に係るものなり。

順天中學校

本校は中學校の學科程度に従ひて普通教育を施す所とす。
學費は、入學、試験料、金三十錢、入學金一圓、授業料は一圓五十錢乃至二圓とす、
校舎は神田區仲猿樂町四番地にあり。

曉星學校

本校は學科を分ちて、中學科、中學豫備科、小學科の三とし、修業年限は小學科六ヶ年、中學豫備科一ヶ年、中學科五ヶ年にして、學費は月謝一圓五十錢乃至四圓と定む。

校舎は麴町區飯田町三丁目三十二番地にあり。校主は松岡秀之にして、教頭ヘンリック以下内外國人二十餘名の教師あり。

此の他、神田區錦町にある神田中學校、築地に於ける立教中學校、本郷區森川町にある共立美術學館の如き、に漏れたるもの少からず、調査の上次版に掲載すべし。

第四章 高等女學校

女子高等師範學校附屬高等女學校

高等女學校は女子に高等なる教科を教授する所とす。修業年限は五ヶ年にして、學科課目は左の如し。

修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、習字、圖畫、音樂、體操

入學の期は毎學年の始とす。入學志願者は年齢十二年以上にして、高等小學校第二學年の課程を卒へたる者、若くは之と同等以上の學力を有する者とす。授業料は一ヶ月金二圓とす。

本校には別に補修の一科を置きて、左の諸課目を選ばしめ、二ヶ年を以て成業せしむ。

修身、國語、漢文、外國語、家事、裁縫、習字、圖畫、音樂

補修科の學科目中、修身を必須とし、其の他五科目以下を随意に修めしむ。但、二科目以上を撰むときは、其中少くとも、一科目は裁縫、習字、圖畫、音樂の中より撰ばしむ。

補修科生徒たるべきものは、修業年限五ヶ年の高等女學校卒業若くはこれと同等以上の學力を有するものとなし、月謝金一圓五十錢乃至二圓を納めしむ。

高等女學校は、本校構内に在り。設備最も完全にして、主事篠田利英以下十三名の教師ありて、三百餘名の生徒を教育せり。

● 東京府高等女學校

本校は女子に須要なる高等普通教育を施すを以て目的とし、修業年限は四ヶ年とす。

本校には補習科を置き、小學校教員志望の者をして凡六ヶ月の補修をなさしむ。學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

入學せんとするものは、品行端正、身體健康、年齢十三年以上にして、高等小學校三ヶ年の課程を卒りたる者、若くはこれと同等以上の學力を有する者たるべし。學費は束脩金一圓、月謝金一圓以上若くは二圓を納むるを要す。

本校は神田區錦町一丁目に在り。現任校長は伊藤貞勝にして、教員十二名を以て二百八十五名の生徒を養成せり。

東京女學館

本館は女子教育獎勵會の趣旨に基きて、本邦女子の淑徳を養成し、且必要なる學術技藝を教授せんが爲めに設けたるものなり。

本館の教科を高等普通科及専門科の二に分つ。

高等普通科は、修身、國文、英語、歴史、地理、數學、理科、習字、圖書、家事、裁縫、音樂、體操等にして、高等専門科は、更に國文學部、英文學部、技藝部に分つ。

修業年限は、高等普通科は五ヶ年にして、専門科は二ヶ年とす。

學費は、月謝金三圓を納めしむ。

本館には寄宿舎あり、舎監（婦人）之を監督す。

本館は麴町區虎の門内にありて、伯爵土方久元學館長たり。教員は内外教師十五

名を以て二百五十名の生徒を養成せり。

共立女子職業學校

本校は女子に適應せる技藝職業並に必要の學科を授くる所とす。

教科を分ちて甲乙の二科とし、共に裁縫、編物、刺繡、造花、圖書等の諸術を授け、又術科の外に必ず修身、讀書、習字、算術、家事、理科等の學科を課す。

修業年限は甲科三ヶ年、乙科二ヶ年とし、甲乙兩科の術科及び學科課程は左の如し。

術科課程

裁縫	小裁、中裁、本裁衣服、シャツ、ツボン下等、附子供並ニ婦人用洋服裁縫、及其所屬品
編物	衣服附屬品及裝飾品、婦人小兒帽子飾等
刺繡	綴繡、平繡、けし繡、すが繡、すがら繡、肉入繡等
造花	花簪、草木花卉の模造及裝飾品等
圖書	水墨畫、模倣畫、陶器畫等

學科課程

修身 女子の心得方

讀書 讀方、作文(普通文、消息文)

習字 平假名、行書、草書

算術 筆算(加減乗除、分數、小數、諸等、比例)珠算(加減乗除、利息算)家計、簿記

家事 衣食住に關する家事の管理法附割烹

理科 生活上緊要なる理科學の要項

但し甲科は乙科に比して稍低き程度の學科を課す。

甲科を修めむとするものは年齢十二年以上たるべく、乙科は年齢十五年以上にして、共に略讀み書きを爲し得る者たるを要すべし。入學者は、束脩として、甲科は金一圓五十錢、乙科は金一圓を納むべし。月謝は甲科金一圓五十錢、乙科は金一圓とし、割烹の實習を望むものは、毎月器械費金十錢、每回實費金十五錢内外を納めしむ。本校にては生徒練習の爲め世上の注成品を製作せしめ、其純益金の半額を該生徒の名義を以て郵便爲替貯金局に預け置き、卒業若くは要用あるときは、本人の申出に依りて下げ渡すべし。

校舎は神田區一ツ橋通町に在りて、其成績大に觀るべき者あり。學校長は中川謙二郎にして三十名の教師を以て四百二十二名の生徒を養成せり。

明治女學校

本校は汎く女徳を發育するを旨とし、文理藝術の中凡そ女子の教育に必要な者は悉く之を授け、卒業する者をして淑女良妻賢母たらしめんことを目的とす。

教科を大別して、普通科、及び高等科とし、修業年限は普通科四ケ年、高等科二ケ年間とす。但高等科は當分文學部のみの設置に止む。文學部にては専ら和漢英の三學を授く。

學費は、束脩金二圓、月謝金一圓二十錢とす。

校舎は北豊島郡巢鴨村に在り。巖本善治校長たり。

立教女學校

本校は將來國民の賢母良妻となり得る婦人を養成するを以て目的とす。

正科を分ちて、豫科、本科とし、修業年限は豫科四ケ年、本科三ケ年の課程とす。英語科も亦豫科本科とし、其年限は正科に同じ。

學費は束脩金一圓、月謝金六十錢以上金一圓以内とす。

校舎は京橋區築地居留地二十六番地にありて、清水友輔校長たり。

普連土女學校

本校は、基督教の主義に基きて、女子に適切なる普通の學藝を教授し、知識を研磨し、道徳を啓發し、身體を健全にして、専ら智徳體の三育を實踐的に施行するを以て目的とす。

教科を大別して豫科、本科とし、本校を卒業せるものをば、更に、高等科に入らしむ。

修業年限は豫科四ヶ年、本科三ヶ年とし、學費は月謝豫科金七拾錢、本科金一圓三十錢、寄宿料金四圓前後にして、冬期は炭代を納めしむ。

本校は芝區功運町にあり。學校長は海部忠藏なり。

頌榮女學校

本校の目的は處世上日本女子に適切なる學術技藝を教授し、以て温良着實なる婦

女を養成せんとするにあり。

教科を分ちて豫科、本科とし、修業年限は豫科四年にして本科三ヶ年とす。

學費は束脩金一圓、月謝一圓にして、寄宿生は食料五圓を納めしむ。

本校は芝區白金猿町にありて、校主を岡見清致とし、生徒五十名を養成せり。

淑徳女學校

本校は國風に基き、佛教に據り、女子の妙性淑徳を熏陶し、普通學科、及實業を教授す。

學科は正科選科とし、尙、科外として、插花、茶事、彈琴の三科を設く。

修業年限は、正科選科共、各三ヶ年にして、學費は束脩金八十錢、月謝七十錢以上一圓までとす。

校舎は、小石川表町八十八番地にありて、輪島開聲これを管理し、十五名の教員を以て百三十餘名の生徒を養成せり。

跡見女學校

本校は本邦固有の女徳を養成し、且つ日常必要なる學藝技術を教授する所とす。學科を分ちて本科豫科とし、其課目は左の如し。

國學、漢學、數學、英語、習字、繪畫、裁縫、琴、點茶、插花

修業年限は各科各四ヶ年にして、生徒は寄宿生、通學生の二種に大別す。

學費は束脩金一圓五十錢、月謝、國學、漢學、數學の三科金一圓、習字、英語、繪畫、裁縫は各金五十錢、點茶、插花は金二十五錢にして琴は七十五錢とす。尙寄宿

生は塾費一圓、食料として毎月金五圓五十錢を納めしむ。

校舎は小石川區柳町二十七番地にあり。學校長は跡見花蹊にして、十三名の教師を以て二百五十名の生徒を教育せり。

附錄 各圖書館

帝國圖書館

本館は上野公園内に在り。内外古今の圖書記録を蒐集保存し、及衆庶の閱覽參考の用に供する所にして、歳首（六日間）紀元節天長節館内掃除日（毎月一日）曝書期（十一月中凡そ十日間）歳末（四日間）の定期閉館日を除くの外、日の長短に従ひて、毎日午前七時若くは九時より午後八時若くは十時まで開館す。

凡そ本館の圖書を借覽せんとする者は、左の求覽券の内一種を購求して來館すべし。

特別求覽券	一回分 一枚	金五錢	十回分 一枚	金三十錢
尋常求覽券	一回分 一枚	金二錢	十回分 一枚	金十二錢

特別券を有する者を特別參觀人とし。尋常券を有する者を尋常參觀人とす。但特別參觀人は閱覽所内の別室に於て借覽せしむべし。

求覽券は閱覽所入口に於て吏員に渡し、更に閱覽書を受けて其住所姓名及求覽の書名函架番號冊數を本館備付の目錄に就て之を記入し、貸渡場に出して書冊を借受

くべし。

貸付圖書の員數は、特別參觀人は一時に和装書は七種三十冊、洋装書は七種七冊を限り、尋常參觀人は和装書は三種十冊、洋装書は三種三冊を限りとす。又同時に和装書洋装書を併せ借るときは、共に其合數の半を過ぐるを得ず。但辭書は此限にわらず。

東京府下に住し、満十五歳以上にして、本館所藏の圖書を帶出借覽せんとするときは、特許規則に依り願書を差出すべし。但特許帶出の部數は和装書五冊、洋装書籍は二冊を以て限りとし、期限は十日乃至三十日とす。

特許票付與の許可を得たるときは、特許閱覽料金五圓を納付して特許票を領収すべし。満一年の後尙特許を繼續せんとするものは、更に前段の手續を経て特許票を領収すべし。

帝國教育會書籍館

本館は神田區一ツ橋通町帝國教育會構内に在り。教育及諸般の學術に關する通俗

の圖書雜誌類報告書等を蒐集し、廣く公衆の閱覽に供する所にして、歳首（五日間）歳末（二日間）天長節及び曝書期（八九月の際凡そ二週間）を除くの外、毎日午前八時若しくは九時より午後四時三十分若しくは五時三十分まで開館す。

本館の圖書を閱覽せんとするものは、閱覽券を購求すべし。其の代價左の如し。

通常閱覽券	一回	金貳錢	十回	金拾六錢
特別閱覽券	一回	金參錢	十回	金貳拾四錢

閱覽券を掛員に渡し、閱覽證を受け、之に求需の書名、冊數、部門、函號、番號及び住所姓名を明記し、貸渡所に出し書冊を借受くべし。

但貸付圖書の員數は同時に三種以内とし、和装は九冊洋装は三冊を限り、特別は六種以内とし、和装は十八冊、洋装は六冊を限り、和洋併借の時は、和装三冊を以て洋装一冊に換ふ。

閱覽人は一日一回外出することを得。但外出者は借覽の圖書を返戻し、外出證を受けて必ず之を携帶すべし。

本館は又學術講習者の便を圖り、併せて讀書の趣味を一般社會に普及せしむる爲め、特に備へある書目に記載の圖書に限り、之を館外に貸出すべし。

下篇 入學試験問題

(入學試験問題は其の難易の程度を示すを主とす故に新舊を問はず専ら確實なるものを選擇せり)

○第一高等學校

○國文 歐譯

第一 先月二十三日に施行せらるべかりし大運動會は同日雨天なりしたため今月の第一土曜日に延引せられたり

第二 發見發明はすべて一人の事業にわらず多くの勞力と多くの時間とを経て成るものなり

第三 心に慾望起らば困窮したる時を思出すべし

右答案紙は、別に四つ折に疊み、其上へに國文歐譯を題し、其枚數と受験者の種類番號とを記すべし

○英文 和譯

1. I love such mirth as does not make friends ashamed to look upon one another the next morning.

2. I found it a little difficult to keep pace with my guides, burdened as they

were.

3. He was too much of a man of the world not to know better.

4. This made me at once feel at home with my surroundings.

5. She did not stir—she might have been asleep so far as any sound or motion was concerned.

○漢文の一

戒爾學立身莫若先孝悌怡奉親長不敢生驕易戰戰兢兢造次必於是戒爾學干祿莫若勤道藝嘗聞諸格言學而優則仕不患人不知惟患學不至

注意 句讀訓點解釋

但し句讀訓點は、此の問題紙に施すべし。

右問題紙と解釋の答案紙とは、一集に四つ折に疊み、其の上に科目と枚數と、受験者の種類番號とを記すべし。

○漢文の二

勃海左右郡歲饑盜賊並起二千石不能禽制上選能治者丞相御史舉故昌邑郎中令龔遂上拜爲勃海太守召見問何以治勃海息其盜賊對曰海瀕遐遠不霑聖化其民困於飢寒而吏不恤故使陛下赤子盜弄陛下之兵於潢池中耳今欲使臣勝之邪將安之也上曰選用賢良固

欲安之也。遂曰：臣聞治亂民猶治亂繩，不可急也。唯緩之，然後可治。臣願丞相御史且無拘臣以文法，得一切便宜從事。上許焉。

注意 句讀訓點を施し、解釋は附圈の句にのみ附すべし。

但句讀訓點は此の問題紙に施すべし。

右問題紙と解釋の答案紙とは、一集に四つ折に疊み、其上に科目と枚數と、受験者の種類番號とを記すべし。

○漢文の三

天下不幸而無明君使小人執其權當此之時天下之忠臣義士莫不欲奮臂而擊之夫小人者必先得於其君而自固於天下是故法不可擊擊之而不勝身死其禍止於一身擊之而勝君臣不相安天下必亡

注意 此問題紙に句讀訓點を施し、解釋は要せず。

右四つ折に疊み、其上に科目受験者の種類番號とを記すべし。

○國文科 作文 (二問題二時間)

勇を論ず
曝書の記

○算術及三角法問題

第一 壹尺立方の升數を求むべし、但し一升辨の内法は、底4寸9分平方にして、高さ2寸7分なり。

第二 三角形 ABC に於て、 $a=365$ 尺、 $b=274$ 尺、 $\cos C=0.81915$ なるを α 、 β を分まで計算せよ。

第三 $\sec(45^\circ + a)$ $\sec(45^\circ - a) = 2 \sec 2a$ を證明せよ。

第四 $\cot \alpha = 2$, $\operatorname{cosec} \gamma = \sqrt{10}$ なる α, β, γ は、 $\alpha + \gamma = 45^\circ$ なることを證明せよ。但し α も γ も鋭角とす。

第五 直角三角形 ABC の斜邊 c と二邊の和 $a+b$ とを知りて、此三角形を解く範式を作れ。

○物理學

第一 10 匁の物體に或鉛塊を附したるもの、水中にての目方は5匁にして其鉛塊のみの水中にての目方は20匁なるときは物體の比重如何。

第二 45° の投射角にて空氣中より水面に來る光線の水中に於ける方向を作圖によりて求むべし。

但し空氣に對する水の屈折率は $\frac{4}{3}$ とす。

第三 蓄電池(一名副電池)の構造及び作用を記せ。

○化學

第一 鹽素は一價 (Monovalent) 酸素は二價 (Divalent) 窒素は三價 (Trivalent) 元素なる意義を説明すべし。

(Dreiwertig) 元素なる意義を説明すべし。

第二 八十七立方「センチメートル」のアムモニヤ瓦斯へ電氣の火花を通じて之を分解し茲に生成したる混合瓦斯に九十立方「センチメートル」の酸素を加へて之を爆發すれば如何なる瓦斯の幾何容積を殘留するか。

第三 次の諸方程式を完結すべし。

1. $6Ag + 8HNO_3 =$
2. $Cu + 2H_2SO_4 =$
3. $MnO_2 + 4HCl =$
4. $BaO_2 + H_2SO_4 =$
3. $PCL_5 + 4H_2O =$

右答案紙は、物理と別にし、四つ折に疊み、其上に科目と枚數と受験者の種類番號とを明記すべし。

○動物學

第一 節足類の例八を挙げよ。

第二 脊椎動物の横断面の模型圖を作りて各部に命名せよ。

第三 顯花植物の花の模型圖を作りて各部に命名せよ。

第四 隱花植物の例五を求む。

○金石

第一 金剛石、黃玉及び水晶の破片を化學成分に依らずして如何に區別し得るや。
但し金石の答案紙は、別に四つ折に疊み、其上に科目と受験者の種類番號とを記すべし。

○東京工業學校

○算術

第一 次の式の値を小數點以下五位まで精算せよ。

$$\sqrt{\left(\frac{0,004}{89,4} \div \frac{4,5}{0,17}\right) \times 28,34}$$

第二 甲乙二つの時計あり或る日の正午に合せ置きしに其翌日正午に甲は進みて

零時五分を示し乙は後れて十一時五十四分を指せり、依りて此日（即ち合せたる日の翌日）の午後甲が六時を指す時は時は實の何時なる乎又此時乙は何時を指すべき乎。

第三 鐵道に沿うて甲乙二停車場あり石炭の價甲に於ては一噸七圓五拾錢にして乙に於ては六圓三拾錢なり又其運賃は一噸一哩に付二錢五厘なりといふ、今甲乙の中間の丙なる停車場に於て石炭を買い入れんとするに甲より買ふも乙より買ふも損益なしといふ丙より甲及び乙までの距離各幾何なる乎。

但し甲乙の距離は百哩なり

第四 數あり之に其七分の一の平方を乗して之を奇零六にて割れば八百六十四奇零三六となるといふ、本數を求む。

第五 葉鐵を以て截頭直圓錐形の器を作らんとす、口径三吋底徑四吋深さ五吋なりといふ葉鐵幾平方吋を要すべきか。

○代 數 學

第一 次の式を簡單にせよ

$$\frac{1}{a^2+b^2+c^2} \left\{ a^2+b^2+c^2+abc - \frac{(ab+bc+ca)(a^2+b^2+c^2)}{a+b+c} \right\}$$

第二 次の方程式を解け

$$(1-a^2)^2 = (1-a^2)^2$$

第三 二次方程式

$$x^2-6x+9=0 \text{ に於て}$$

一 二つの根が相等しきための要件を求む

二 一つの根か他の根の逆數なるための要件を求む $\left(a^2 = \frac{1}{21} \right)$

三 二つの根か虚數なるための要件を求む

第四 金三千圓を或銀行に預け置きしに一年の後利率五厘増加し二年後の元利合計三千四百五十一圓五錢となれりといふ、初年の利率幾何なりし乎

第五 $\log 3 = 0,47712$ $\log 2 = 0,30103$ を與ふ、次の三つの數の對數を求む

$$\frac{1}{8}, \quad 75, \quad \sqrt[3]{243}, \quad 0,003$$

○幾 何 學

第一 同底上に在る三角形の頂角相等しきときは頂角の二等分線は一點に會することを證明せよ

- 第二 正三角形の中心を過ぎる任意の直線を引けば其同じ側に在る二つの頂點より此直線に下す垂線の和は他の頂點より同じ直線に下す垂線に等し、之を證明せよ
- 第三 一つの角を二等分する直線が對邊を分つ二つの部分と他の一つの角とを知りて三角形を作ること
- 第四 一つの三角形の一角が他の一つの三角形の一角に等しきときは其面積の比は相等しき角を夾む二邊の矩形の比に等しきことを證明せよ

○物 理 學

- 第一 アトウッドの器械に於て絲の一端に在る錘の重さ二百「グラム」他の一端に在る錘の重さ二百五十「グラム」なり運動の加速度を求む
但し秒を時の單位にとれば重力の加速度九百八十八「センチメートル」
- 第二 物の密度とは何か、液體の密度を測る一つの方法を問ふ
- 第三 温度零度張力七百八十「ミリメートル」の空氣を容る、容積七「リットル」なる器あり之を百度に熱し大氣の壓力七百五十「ミリメートル」のとき之を開けば幾「グラム」の空氣が器外に出づべき乎
但し空氣の膨脹率 0.00367 、温度零度張力七百六十「ミリメートル」の空氣一「リットル」の重さ一、二九三「グラム」又器の膨脹は零と見做す

- 第四 平面鏡を來射面に垂直なる軸の周りに回轉すれば反射光線が方向を變ずる角は鏡の回轉の角の二倍に等しきことを證明せよ
- 第五 電流に關するオームの法則を問ふ
例を掲げて其意義を説明せよ

○化 學

- 第一 左の記號の意義を説明せよ
 O_2, Cl_2, S, SO_2, NH_3
- 第二 茲に酸素鹽素窒素二酸化炭素の四瓦斯を各別に入れたる器あり右四瓦斯を識別する方法如何
- 第三 攝氏十度及び七百五十「ミリメートル」の氣壓のとき水素瓦斯一「リットル」を得んとせば亞鉛幾何を要するや
但し亞鉛の原子重は六十五
- 第四 左の金屬の酸化物及鹽化物の名稱及記號を擧げよ
鉛、銅、水銀
- 第五 (a) デュロン及ブチーの法則を説明せよ
(b) 比熱 0.057 を有する金屬あり其原子重幾何

○用器書

第一 一直線上の與へられたる一點と與へられたる圓周とに切する圓を畫け
 第二 一面を水平面上に觸れて立てる立方體（一邊の長一寸五分）あり其下面の對角線の一は垂直面と七十五度の角をなせり今これを水平面に三十度傾き垂直面に垂直なる平面を以て垂直中心線の下端より三分の二の點を通して截斷せば其截斷面の眞形如何

第三 直徑一寸五分なる一圓板あり水平面に垂直にして垂直面に四十五度傾斜せりこの圖を畫け

注意 第一題は精密に墨入すべし

○自在書

花菖蒲實物臨寫

○英文和譯

下に掲ぐる英文の意を譯述すべし

注意 字書類の引用を許さず（時間二時）

1. Every nation has had four stages to pass through, before attaining its highest social development. It shows itself either as savage, as nomad, as

agriculturist or as possessing a written language and coined money, and labour distributed amongst the various members of society.

2. Knowledge must be combined with virtue in order to be a beneficial power. Although mind without heart, intelligence without goodness, are also powers in their way, yet they may be agents only to do mischief.

○讀書

注意 各題とも訓讀、反點、句點を附し圈點を附せる部分は特に意義を説明すべし

第一 霽雲慷慨語曰雲來時睢陽之人不食月餘日矣雲雖欲獨食義不忍雖食且不下咽因拔所佩刀斷一指血淋漓以示賀蘭一座大驚皆感激爲雲泣下雲知賀蘭終無爲雲出師意即馳去將出城抽矢射佛寺浮圖矢著其上輒半箭曰吾歸破賊必滅賀蘭此矢所以志也

第二 龍伯高敦厚周慎口無擇言謙約儉廉公有威吾愛之重之願汝曹效之杜季良豪俠好義憂人之憂樂人之樂清濁無所失父喪致客數郡畢至吾愛之重之不願汝曹效也效伯高不得猶爲謹勅之士所謂刻鵠不成尙類鶩者也效季良不得陷爲天下輕薄子所謂畫虎不成反類狗者也

○作文

智能の恃むに足らざるを論ず

但三百字以上

下篇 入學試験問題

○高等商業學校

(豫科入學試業問題)

○漢文

(句讀及反點ヲ施シ且點ヲ施シタル部分ヲ解釋スベシ) (二時間半)

内不足者急於人知需焉有餘厥聞四馳今日告汝知名之法勿病無聞病其陣陣昔者子路
惟恐有聞赫然千載德譽愈尊
髮器歷年愈久而斷紋愈生是出于人工而成于天工者也古琴有梅花斷有則寶之

○作文 (二時間) (一問題ニ付一枚ヲ限リトス)

商業上築港の必要 記事文體
外國滯在の友人に機械買入方を依頼する文 消息文體

○算

(五問題共ニ算式演算答解ヲ明記シ且其理由ヲ説明スベシ) (二時間)

$$(1) \frac{8 + \frac{2}{3}}{2 - \frac{2}{5}} + \frac{2\frac{4}{5} - 1\frac{3}{10}}{\left(\frac{5}{9} - \frac{3}{7}\right) \times \left(\frac{1}{6} + \frac{3}{4}\right)} \quad \text{ヲ簡單ニセヨ}$$

(一) 「メートル」立方ノ升數ヲ求ムベシ但シ一升楨ノ内法ハ底四寸九分平方ニシテ深サ二十寸七分ナ

(二) 甲乙二匠アリ甲ハ十四日ニ一ツノ仕事ノ十二分ノ七ヲ爲セリ其後ハ乙ト協同シテ殘業ヲ四日間ニ成就セリト云フ若シ始メヨリ甲乙協同シテ從事セハ幾日間ニ全業ヲ卒ルベキカ

(三) 男六人ニテモ童十人ニテモ八日間ニ田二町五段六畝ヲ耕スト云フ今男十一人アリ之ニ童幾人ヲ附スレバ十二日間ニ田十二町八段ヲ耕シ得ベキカ

(四) 某市ノ罹災者ヲ三等ニ分チテ調査セシニ一等百八十戸、二等二百七十戸、三等九十戸アリ今救恤金五千四百圓ヲ分配スルニ一等ノ二戸ト二等ノ五戸ト同額ナラシメ二等ノ四戸ト三等ノ七戸ト同額ナラシメント欲ス一等罹災者一戸ノ配當ヲ問フ

○代數學及ビ三角術 (二時間)

1) $\frac{x-3}{x^2-x-12}$ ヲ減ジテ $\frac{x+2}{9x^2-x-20}$ ヲ加ヘヨ但シ結果ヲ充分ニ縮約スベシ

(二) 金百圓ヲ甲乙ノ二部ニ分チ甲ノ三分ノ一ト乙ノ二分ノ一トノ和ヲシテ三十

八圓ナラシメント欲ス各部ヲ問フ

- (三) 甲乙兩商船同時ニ同港ヲ發シ七百二十海里ヲ隔ツル某港ニ航セシニ甲ハ乙ヨリ八時間早ク到着セリ但シ甲乙ノ速度ヲ比較スレバ甲ハ乙ヨリモ一時間ニ付キ三海里多シト云フ兩船ノ速度ヲ問フ

(四)
$$\frac{\sin A - \sin B}{\cos A - \cos B} + \cot \frac{A+B}{2} = 0$$
ヲ證明セヨ

- (五) 三角形 ABC ニ於テ a ハ二十四尺ナリ b ハ五十尺ナリ c ノ餘弦ハ〇、九二四六ナリ。如何

○幾何學 (二時間)

- (一) 圓ニ内接スル四邊形ノ相對スル角ハ互ニ補角ナリ之ヲ證明セヨ
- (二) 三角形ノ頂點ヨリ之ニ對スル邊ヘ引ケル三ツノ垂線ハ同一ノ點ヲ過ル之ヲ證明セヨ
- (三) ニツノ與ヘラレタル點ヲ過リ且ツ一ツノ與ヘラレタル圓ニ切スル圓ヲ畫ク方法ヲ問フ

○地理學 (二時間)

- (一) 地圖ノ描法ヲ問フ

- (二) 地球ノ五帶ニ於ケル大陸ノ配置ヲ問フ
- (三) 富士帶ノ如キ火山脈ハ如何ナル作用ニ因リ構成セラレシヤ
- (四) イベリア半島 (Iberian Peninsula) 王國ハ歷史上如何ナル功蹟ヲ顯シ、ヤ
- (五) ぱりねしあ (Polynesia) 諸島ノ狀況ヲ問フ

○本邦及外國歴史 (二時間)

- (一) 鎌倉幕府時代における宗教の大略
- (二) 左の名稱の解釋

甲) 奈良朝

(乙) 大嘗會

- (三) 明太祖創業の事蹟
- (四) 佛蘭西革命の原凶
- (五) 三十年戦争の概要

○物理學 (二時間)

- (一) 晴雨計ノ水銀ノ高サ七百六十「ミリメートル」ナルトキハ二十五平方「センチメートル」ノ平面ヲ壓スル空氣ノ壓力如何
- (二) 蒸氣機關ノ滑瓣ノ作用ヲ問フ

- (三) 光ノ全反射ヲ問フ
- (四) 感應電流ヲ問フ

○化學 (二時間半)

- (一) 水ノ成分ヲ重量上ヨリ并ニ容量上ヨリ檢定スル方法ヲ説明スベシ
- (二) 鹽素臭素并ニ沃素ノ性質ヲ比較セヨ
- (三) 一酸化炭素ノ製法并ニ捕聚法ヲ問フ
但装置ヲ圖解シ製造中ニ起ル變化ヲ方程式ヲ以テ示スベシ
- (四) 廣ク明礬 (Alums) ト稱スルモノ、中ニ就テ其重ナルモノ、化學式并ニ製法ヲ記スベシ

○博物學 (二時間)

- (一) 植物ノ生活ニ必要ナル養料ヲ問フ
 - (二) 菌類 (Fungi) ノ區別ヲ問フ
 - (三) 寄生蟲ノ主ナル者ヲ問フ
 - (四) 魚類ノ大別ヲ問フ
 - (五) 炭素ヨリ成立スル鑛物ヲ説明スベシ
- 英語 (三時間半) 但シ書取ハ此時間内ニ施行ス

(壹) 和文英譯

- (1) 廈門ハ支那南岸ノ中央ニ位シ港内水深ク船舶ノ碇泊ニ便ナリ
- (2) 今ヨリ三百年前既ニ和蘭、葡萄牙、西班牙等ノ商人來リテ交易ヲ營ミ降テ千八百四十二年其地ハ英國ノ爲メニ開カレテ貿易港トナレリ
- (3) 廈門ノ人民ハ其巨商タルト賤民タルトヲ問ハズ殆ンド臺灣ニ關係ヲ有セザルモノナシト云フテ可ナリ
- (4) 臺灣第一ノ生産品タル茶ハ廈門ヲ經テ專ラ海外ニ輸出セララル

(貳) 英文和譯

- 1. The weak and undisciplined man is at the mercy of every temptation ; he cannot say "No," but falls before it.
- 2. That this plan can be made a success I have no doubt whatever ; that it will be an immediate success I very much question.
- 3. Calling upon others for help in forming a decision is worse than useless.
- 4. The honorable man does not seek to pass himself off as richer than he is, or, by running into debt, open an account with ruin.

書法科 (二時間)

處萬變主一敬



楷行草

	、	、	、
	、	、	、
	、	、	、
番	、	、	、
姓	、	、	、
號	、	、	、
名	、	、	、

投影書法 (自在畫ト合セテ三時間)

ad cb ハ中央ニ於テ正交シタル二面ノ正方形ヲ顯シタル平面圖(水平投影)ナリ其立
 面圖(垂直投影)ヲ顯スコトヲ求ム
 但 ab ハ根線GLト六十度ノ角ヲ爲シ正方形ノ一邊ハ各三寸ニシテ二面トモニ

水平面ニ直交ス

自在畫法

臨畫 家屋

東京美術學校

讀書 (和文)

家のつくりやうは夏をむねとすへし冬はいかなる所にもすまらぬつきころわろき
 住居はたへかたき事なり深き水はすしけなし淺くてなかれたるはるかに涼しこま
 かなる物を見るにやり戸はしどみの間よりもあかし天井の高きは冬さむくともし火
 くらし造作は用なき所をつくりたる見るもおもしろく萬の用にもたちてよしとそ人
 の定めあひ侍りし

右句讀をつけ。別に大意を解くべし。

作文

某の畫富嶽を觀る記

讀書 (漢文)

袁家渴記 唐 柳宗元

下篇入學 試驗問題

右讀方を附せしむ

○算術及代數

第一 (甲) 某數あり其 $\frac{7}{8}$ と $\frac{6}{7}$ との差は10なりといふ某數如何

(乙) $\sqrt[3]{\frac{63}{149}}$

第二 直立せる樹木の影を計るに全長四十二「フィート」ありとす同時に長さ四十「インチ」の棒を地面に直立せしに其影十八「インチ」なりしといふ樹木の高さ幾「フィート」なりや

第三

$$\frac{x - \frac{x}{x+2}}{x+2} = \frac{x+1}{x}$$

を簡單にせよ

第四 二次方程式には二根あり而して唯二根に限ると云ふ事を説明せよ

○幾何及三角術

左の問題の内四題を撰ましむ

第一 任意三角形の各角の和は二直角に等し

第二 ABCなる三定點を通して圓周を書く法如何

第三 三角形の底邊に平行せる線は他二邊を比例に分つ

第四 $\sin^2 A + \cos^2 A = 1$, $1 + \tan^2 A = \sec^2 A$ を證せよ

第五 $\tan A = \frac{1}{2}$, $\tan B = \frac{1}{3}$ なる時 (A+B) は 45° なることを證明せよ

○地理

第一 我邦に於て漆器及陶磁器の重なる産地を擧げよ

第二 瀬戸内海に濱せる國名を列記せよ

第三 左記地名の位置を示せ

珠洲崎、武豊、酒田、平戸島、津和野、

第四 黄河及び楊子江に就き知れる所を記せ

第五 歐羅巴洲中の遊園とも稱すべき勝地は何國なるや

○歴史

第一 奈良朝とは何帝より何帝までを指すか又其間は凡そ何年間なるや

第二 僧空海の事蹟を述べよ

第三 徳川時代に於ける儒學勃興の期は何將軍の頃なるや且つ當時輩出せし學者の名を擧げよ